

第70回定期総代会議案

会議の目的事項

報告事項

1. 平成28年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 63頁

決議事項

- 第1号議案 平成28年度剰余金処分案承認の件 66頁
- 第2号議案 基金募集および定款一部変更の件 67頁
- 第3号議案 評議員承認の件 69頁
- 第4号議案 取締役11名選任の件 70頁

報告事項

1. 平成 28 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

■ 経営環境

平成 28 年度の日本経済は、海外景気が改善に向かうなか、企業部門を中心に緩やかな回復傾向で推移しました。個人消費は、家計の節約志向等を背景に、力強さに欠ける展開が続きました。設備投資は、更新・維持投資や研究開発投資を中心に、均せば回復傾向で推移しました。公共投資は、人手不足の影響が残るなか足踏みが続きました。輸出は、米国景気の回復や中国景気の安定等を背景に、底堅く推移しました。金融市場は、米国トランプ政権の経済政策への期待等から、11 月中旬以降、円安・株高が進みました。長期金利は、9 月に日銀が長短金利操作付き量的・質的金融緩和を導入したことを受け、10 年国債利回りの誘導目標である 0%付近での推移が続きました。

■ 明治安田NEXTチャレンジプログラムへの取組み

平成 26 年 4 月から、3 カ年計画「明治安田NEXTチャレンジプログラム」（「中期経営計画」＋「感動実現プロジェクト」）に取り組みました。本プログラムでは、企業価値を着実に向上させるとともに、次の 10 年においても財務基盤の健全性を確保しつつ、収益規模を継続的に維持・拡大できる基盤を作るため、ブランド戦略・成長戦略の推進と、これらの戦略を支える経営基盤の強化に取り組みました。

その結果、企業価値（E E V）（※）は 55,046 億円（平成 25 年度末比 +30.5%）、保有契約年換算保険料〔個人営業〕は 22,052 億円（同 +5.8%）、団体保険保有契約高は 112.9 兆円（同 +1.8%）、団体年金資産残高は 7.4 兆円（同 +6.8%）となり、いずれも経営目標を達成しました。また、お客さま満足度における総合満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は 57.8% に上昇し、過去最高となりました。

（※）経済環境を平成 25 年度末の運用環境に固定した指標

■ 分野別の当年度の主な取組み

【ブランド戦略】

ブランド戦略では、MY ライフプランアドバイザー（営業職員。以下、「アドバイザー」と記載）による対面サービス等の「アフターフォロー」の価値を訴求することを通じ、競合他社・競合チャネルとの違いを明確にするとともに、当社の認知度や好感度の向上をめざしました。

具体的な取組事項として、総合保障商品「ベストスタイル」のご加入者にアフターサービスマニュ

等を解説した冊子「安心ロードマップ」をお届けしているほか、ご契約の定期点検等を通じた、ご契約内容や各種お手続き有無の確認、ご要望の把握等により、お客様のご意向に沿ったアフターフォローの実践に取り組んでいます。

また、超高齢社会の進展と当社ご契約者の今後の高齢化等をふまえ、平成 27 年 4 月からご契約者のご連絡先と各種お手続きの有無を能動的に確認する「MY長寿ご契約点検制度」を実施しています。

一方、平成 27 年 1 月から当社が J リーグのタイトルパートナーとなったことを受け、平成 28 年度は全国の 78 支社等が、「明治安田生命 J リーグ」所属の全 53 クラブ等とスポンサー契約を締結し、J クラブ等の応援を通じた地域社会の活性化や、小学生向けサッカー教室等を通じた子どもの健全育成に引き続き取り組みました。

これらのブランド戦略に関する諸取組みを、報道対応およびテレビ CM、新聞広告、Web 広告等の各種媒体を通じて効果的に周知することにより、当社の認知度・好感度の向上を図りました。

【成長戦略（国内生命保険事業）】

[アドバイザーチャネル]

医療・介護等の第三分野商品をはじめとする平準払保障性商品の販売拡大と強固な販売サービス態勢の構築に取り組んでいます。

(商品面)

総合保障商品「ベストスタイル」について、平成 28 年 6 月に新たに 2 種類の特約を発売するとともに、「保障見直し制度」「終身保障変更制度」の取扱いを開始しました。引き続き同商品は高い評価をいただき、販売は好調に推移しており、平成 28 年度末までの累計販売件数は 123 万件を突破しました。

また、若年層のお客さまにも手軽にご加入いただけるよう、平成 28 年 10 月に「かんたん」「小口」「わかりやすい」をコンセプトとして創設した「かんたん保険シリーズ ライト！ By 明治安田生命」（以下、「ライト！シリーズ」と記載）についても、お客様に大変ご好評をいただき、平成 28 年度末までの累計販売件数は 26 万件を突破しました。

一時払・平準払の貯蓄性商品については、市中金利の状況等をふまえ、予定利率引き下げや一部商品の販売休止等の対応を行ないました。

(販売サービス態勢面)

販売サービス態勢面では、都市部での集合育成組織の新設や育成支援要員の増強等により、育成態勢のさらなる充実を図るとともに、新卒のアドバイザーチャネル（MYRA）の展開地域拡大や中小法人開拓チャネルの創設等を通じて、都市部を中心にマーケットでの競争力強化等に取り組んでいます。平成 28 年度末のアドバイザー数は 3 万人を上回り、お客様サービス態勢のいっそうの強化を図りました。

販売面では、「カスタマー・リレーションシップ・マネジメント」等の考え方に基づき、新たな見込客を創出する「創客（S）」、潜在的なお客様のニーズの顕在化を図る「アプローチ（A）」、お客様のご意向・ご要望をふまえた「提案（T）」という一連の活動を「SAT 販売方式」として体系化し、アドバイザーの標準活動として定着を図っています。また、J リーグ等を活用したキャンペーン、各種セミナー、デジタルマーケティング手法による Web プロモーションの展開等を通

じて、新たなお客様へのアクセスを拡充するとともに、「ライト！シリーズ」の販売によりお客様数の拡大を図りました。その結果、平成28年度末のお客様数（アドバイザー等チャネル）は658万人と、近年の減少傾向から増加に転じました。

[代理店営業チャネル]

銀行をはじめとする金融機関窓口販売では、終身保障・相続対策ニーズや安定的な資産運用ニーズに対応した一時払終身保険のほか、お客様の多様なニーズにあわせた商品を提供しています。

このうち、一時払・平準払の貯蓄性商品については、市中金利の状況等をふまえ、予定利率引き下げや一部商品の販売休止等を行なうとともに、販売量上限枠の設定等により、販売量をコントロールしています。あわせて、国内金利動向の影響を受けにくい商品ラインアップの構築に取り組んでいます。

法人代理店や税理士代理店等については、委託先の拡大および関係強化を通じ、法人マーケット開拓を進めるとともに、代理店への教育・支援を推進しています。

[法人営業チャネル]

法人営業分野では、企業・団体の福利厚生制度の発展・サポートを目的に、団体保険に加え、第三分野商品や団体年金についても商品・付加価値サービスを提供しています。

団体保険については、制度の新設に加え、すでに制度が導入されている団体では、制度改善提案とともにシェアアップ活動等を推進した結果、団体保険保有契約高は112.9兆円となり、7年連続で増加しました。また、第三分野商品についても、平成28年4月より引受を開始した医療新特約の効果により、販売を拡大しています。

団体年金については、運用安定化ニーズをとらえた商品提案等多様化するお客様の運用ニーズにあわせたコンサルティング活動により、特別勘定での引き受けや媒介による投資顧問子会社商品の販売を強化しました。なお、団体年金一般勘定での引き受けについては、予定利率を保証する特性をふまえ、足元の市場金利等を考慮し、引き続き慎重に対応しています。

このほか、法人営業の顧客基盤を活用したアドバイザーの職域・法人基盤開拓支援や法人向け商品販売支援に取り組むなど、お客様との接点拡大に向けた対策を拡充しています。

[事務サービス]

(個人保険分野)

平成28年度から4ヵ年計画で業界最優の事務サービス品質に挑戦する「事務サービス改革AAA（トリプルエー）」に取り組み、お客様利便性、お客様対応力の向上により「対面のアフターフォロー」にいっそう磨きをかけ、手続き局面でのお客様満足度の向上を追求しています。

具体的には、社外持出し可能なタブレット型営業端末（マイスター モバイル）を活用し、新契約・保全手続きのペーパーレス化を推進しています。新契約手続きは、約99%を電子手続きでお申込みいただくことにより、手続き不備の縮減や成立スピードの向上など、お客様に利便性向上をいっそう実感いただけるよう取り組みました。加えて、超高齢社会に適合したアフターフォロー態勢の高度化に向け、お手続き時の必要書類の簡素化、保険金・給付金等のお支払手続きの迅速化、保険

金等の未請求契約に対するご請求勧奨等に取り組んでいます。

また、ご高齢のご契約者への連絡や大規模災害時におけるご契約者への連絡を確実にする手段として、「MY安心ファミリー登録制度」（第二連絡先）の登録を推進し、登録者数は累計約130万人に増加しました（平成28年度は約83万人の増加）。前述の「MY長寿ご契約点検制度」では、平成28年1～12月までの1年間に、対象のお客さま約9万人のうち、90歳以上では99.7%、77歳以上では96.8%の方々のご契約を確認しました。

さらに、保険引受業務を抜本的に見直すアンダーライティングの高度化では、生活習慣病等に罹患したことがあるお客さまについて引受範囲を順次見直し、50歳以上の保障性商品の契約成立率が前年度に比べて約1.6%向上するなど、ご加入いただける範囲の拡大に努めています。

(企業保険分野)

お客さま満足度のいっそうの向上をめざし、事務サービスを抜本的に見直す「法人事務サービス改革」に取り組んでいます。

そのひとつとして、平成27年4月に団体窓口の利便性向上を実現するインターネット事務システム「MY法人ポータル」の運用を開始しました。また、団体窓口からのご要望に応じ、本システムでの取扱帳票を順次拡大しています。現在、すでにご契約団体の80%以上の団体窓口にご利用いただいています。

さらに、ご請求手続きの事務取扱ルールの緩和、保険金・給付金等の支払事務システムの高度化に継続的に取り組んでいます。

【成長戦略（国内生命保険事業以外）】

[海外保険事業]

平成28年3月に米国生命保険グループのスタンコープ・ファイナンシャル・グループ（以下、「スタンコープ社」と記載）を子会社化したことにより、当社の海外保険関連会社は、北米・欧州・アジア地域の5ヵ国7社となりました。スタンコープ社が新たに加わったことや、同社の主力である団体保険事業が堅調に推移したこと等から、平成28年1～12月期の海外保険事業のグループ基礎利益への貢献（※）は前年度比で大幅に拡大し、313億円（スタンコープ社は子会社化後の10ヵ月分を計上）となりました。今後もスタンコープ社をはじめとした既存投資先の成長を後押しし、グループ収益の拡大に取り組んでまいります。

（※）グループ基礎利益は、明治安田生命の基礎利益に、連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値です。なお、スタンコープ社については、買収会計に伴う保有契約価値の償却費用等を控除する前のベースで合算しています。

[アセットマネジメント事業]

投信投資顧問子会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下、「MYAM」と記載）の年金商品をお客さまに仲介する媒介業務を中心に、グループ全体としてお客さまのニーズに応えるため、商品ラインアップの拡充に取り組みました。

業務提携先である英国大手資産運用会社リーガル・アンド・ゼネラル・インベストメント・マネジ

メントと、外国債券を投資対象とする団体年金向け3商品を共同開発し、媒介業務における取扱いを開始しました。このほかに日本株式運用・オルタナティブ運用の3商品を加え、年度を通じて計6商品が商品ラインアップに追加となりました。

投資信託については、MY AMによるお客さまの資産形成支援サービスである「ロボアド＆シミュレーション」の提供開始や同サービス向けのノーロード公募投信の設定に加え、地方銀行のニーズをふまえた日本株式公募投信の設定など、販売チャネルの特性をふまえた商品開発と営業展開を推進しました。

[介護保険事業]

介護情報の提供や介護施設の運営等の介護関連サービスの展開と介護保障商品の販売により、介護分野全体での収益性向上をめざして取り組みました。介護情報の提供については、当社関連会社が運営する介護総合情報サイト「MY介護の広場」（www.my-kaigo.com）において、安心して老後を迎えるための健康やお金の準備に関するコンテンツ等を充実させており、サイトへのアクセス数は、月平均32.7万回となっています。

介護施設の運営については、子会社の介護付有料老人ホーム「サンビナス立川」において、ご入居者向けサービスの向上等に取り組みました。また、当施設の職員を講師とした介護セミナーを開催するなど、介護施設運営を通じて得られた知見等を活用する取組みを推進しました。

【経営基盤関連】

[資産運用]

資産運用面では、サープラス・マネジメント型ALM（※）の考え方に基づく運用を基本としつつ、超低金利環境や市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

平成28年度は、日銀の金融政策による超低金利環境を受け、内外金利差、為替動向に留意しつつ外貨建債券を中心に据えた投融資を行なうとともに、金利上昇局面を捉え国債にも投資しました。市場環境に応じた適切なタイミングで投資を行なったこと等により、保有する有価証券の含み益は引き続き高水準を維持することができました。

また、収益力向上の観点から、国内企業の発行する社債のほか、国内外の株式等を投資対象としたファンドへの投資も行ないました。

さらに、政府が進める日本再興戦略を後押しするという観点等から、4,000億円の投融資枠を設定（平成25年10月～平成29年3月）のうえ、国内外の成長分野への投融資を推進しました。金融仲介機能の発揮を通じた地方創生への貢献やリスクマネーの供給を意識しつつ、収益力の向上に取り組み、最終的に4,000億円を上回る投融資を実行することができました。

このほか、財務健全性の確保を目的として、国内金利上昇の予兆管理および市場環境の変動に備えたコンティンジェンシープランの高度化を進めています。

これらの取り組みの結果、利差益は1,748億円を確保しています。

（※）サーパラス・マネジメント型ALMとは、経済価値（市場価額あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価額）で評価した資産価値と負債価値の差額であるサーパラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のこと

(スチュワードシップ活動)

当社は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、投資先企業との対話や議決権行使といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の企業価値向上を促し、これに伴う当社の株主としての利益を長期的に享受すべく努めています。

また、スチュワードシップ活動に際しては、実効性向上に努めています。具体的には、責任投資推進小委員会を設置し、対話や議決権行使等について、その内容を検証し、適宜課題点の見直しを行なうほか、投資先企業からのご意見等について共有し、これをふまえた審議等を行なっています。平成28年8月には株主議決権の行使結果を主な議案の種類ごとに整理・集計して、当社ホームページ上で公表するなど、公表内容の充実にも取り組んでいます。

[統合的リスク管理〔E RM〕] (※)

統合的リスク管理（E RM）については、経営管理の中核的手法と捉え、サープラス・マネジメント型ALMの推進やリスク削減に継続的に取り組むとともに、自己資本を着実に積み増し、リスク耐性のさらなる向上に取り組むほか、「成長性」・「収益性」・「健全性」のバランスを取りながら企業価値を持続的に向上させていくことを目的として、E RMの高度化を推進しています。

態勢面では、当社のリスクアペタイト等を定める「E RM基本方針」を制定したほか、関連諸規程も整備し、E RMに基づく経営管理のさらなる浸透・定着を図りました。

また、E RMの枠組みを新たな中期経営計画（平成29年4月～平成32年3月）の策定に活用し、経営への導入をすすめています。

(※) 統合的リスク管理（E RM [Enterprise Risk Management]）とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクを選好しながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のこと

(資本政策)

今後導入の見込まれる経済価値ベースの規制への対応等を勘案し、中期経営計画において、内部留保と外部調達による自己資本5,000億円以上の増加を目標としました。

この計画をふまえ、内部留保の積み増しに加えて、8月に基盤1,000億円を再募集、12月には国内劣後債で1,150億円を調達し、自己資本は経営目標を上回る増加となりました。また、健全性の指標である経済価値ベースのソルベンシー比率（E SR）についても、100%を大きく上回る水準を確保しました。

(リスク管理)

当社にとって影響の大きいリスク（重要リスク）を特定し、リスク発生の予兆等を定期的にモニタリングのうえ、必要な対応策を検討・実施することで、リスク管理プロセスの実効性向上に努めています。このうち、特に重要なリスクとして、「マイナス金利導入」について、E RMの視点から収益性・健全性をより重視した経営に取り組むとともに、金融市場、他社・他業態、お客さまの動向を十分に把握しつつ、経営計画を機動的に見直すべく四半期運営を強化してまいりました。また、「海外事業会社に対する経営管理態勢整備」については、スタンコープ社の子会社化をふまえたグループベースの経営管理・リスク管理の重要度の高まりから、グループベースの重要リスク管理やORSA（Own Risk and Solvency Assessment：自己資本充実度評価）の実施に向けた態勢を

整備するなど、グループベースの統合リスク管理態勢の段階的整備にも取り組んでいます。さらに、「適切な勤務管理」について、「働き方改革」を通じて全社的に業務量の削減を推進するとともに、従前より取り組んでいる過重労働対策をさらに強化し、平成29年4月から管理・指導の厳格化を実施します。

その他、オペレーションリスクへの対応として、統制状況をモニタリングすることにより事務リスクの未然防止を図るとともに、情報システムの品質対策、セキュリティ対策等を推進し、システムリスクの縮減を図っています。

[人事政策]

挑戦意欲あふれた活力ある人材を育成・確保するために、平成26年度から平成28年度までの3カ年にわたる総合的な人事政策として「人財力改革」を推進してまいりました。

具体的には、人材育成体系「人財力強化プログラム」を構築し、一人ひとりの人材価値の向上と、全職員のプロフェッショナル化を推進しています。また、選抜型の育成プログラムとして、将来の経営人材を選抜・育成する「次世代リーダー育成プログラム」、海外保険事業の推進に必要な人材を計画的に育成する「グローバル人財育成プログラム」に加えて、平成28年度からは、特定分野（8分野）における専門人材を育成・確保する「専門人財育成プログラム」を展開しています。

「ダイバーシティ・マネジメントの強化」に向けては、女性管理職の割合を平成29年4月に20%、平成32年4月に30%程度に引き上げることを目標に掲げ、女性の活躍フィールドの拡大や職種移行をふまえた意欲醸成を行なうなど、女性の活躍促進に向けた取組みを強化しています。その結果、平成29年4月始時点の女性管理職の割合は21.2%（262人）まで向上しています。

また、平成29年度から中期人事政策「人事改革」を展開しますが、その重要性に鑑み、平成28年4月から「働き方改革」に取り組むとともに、「人財力」「余力創出」「多様性」をキーワードに、管理職の意識改革・行動変革を促す取組みとして「イクボス育成プログラム」を導入しています。

[経営管理]

(コーポレートガバナンス)

平成27年6月から上場会社に対して適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」等をふまえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ制定・公表している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備を推進しました。

新たな中期経営計画の策定に先立ち、「社外取締役会議」等を活用し、中期的な経営の方向性やERM態勢整備等について、社外取締役の社業への理解の深耕を図りつつ建設的な議論を行ないました。また、取締役会等の自己評価を通じて把握した課題とそれに対する対応策を策定・公表するなど、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

さらに、透明性の高い「社会に開かれた会社」をめざし、積極的な情報開示に努めており、前述のとおり「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、株主議決権の行使結果を新規開示しました。また、法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況2016〔統合報告書〕」では、当社のCSR（企業の社会的責任）の取組みや経営活動を、お客さま、地域社会等、幅広いステー

クホルダーのみなさまによりいつそうご理解いただくため、新たに「執行役による経営戦略の解説」や「社外取締役インタビュー」を掲載するなど、非財務情報の充実に取り組みました。

(情報投資)

情報投資については、保険金・給付金の請求等の保全手続きを一括で行なうことができる新しい事務システムの提供や、新契約申込みの電子手続きについて、お申込時のお客さまのご要望の変更にも柔軟に対応可能な仕組みの導入など、いつそうのお客さまの利便性向上に努めました。

また、新たな中期経営計画のエンジンとなる「11の改革」を支えるためのシステム開発に取り組むとともに、お客さまに先進のサービスを提供するため、新しい全国ネットワークシステムの構築の検討を行なっています。これらのシステム開発は、ITガバナンス態勢に基づき、投資対効果の最大化、安全・安定性の追求を意識して取り組んでいます。

(イノベーションの創出)

平成28年4月に新設した「イノベーション推進準備室」を中心として、イノベーション創出に資する取組みを推進しており、先端ICT（情報通信技術）・人工知能（AI）・ヘルスケア・新規マーケット等の調査・研究を行ないました。また、異業種との協創活動を通じて、新たな中期経営計画におけるイノベーション創出に資する具体策の検討を進めてきました。

ヘルスケアの分野における取組みとして、企業等の健康経営の取組みを支援する法人向けプログラムの開発に着手し、開発にあたっては、ICTを活用したヘルスケアサービスを提供するスタートアップ企業との協働開発に関する基本合意契約を平成29年2月に締結するなど、異業種との協創活動について積極的に取り組みました。

また、異業種との協創による新たなサービス創造に向けたプラットフォーム構築の一環として、ハッカソン形式（※）によるイベントを平成28年12月に開催しました。本イベントでは、新しい生命保険ビジネスの創造を目的とし、生命保険ならではのコンテンツやオープンデータ等と組み合わせて魅力的なアプリケーションやサービスを開発するとともにその成果を競いました。

今後もAI等イノベーション創出に資する取組みを通じて、付加価値の高い新たなサービスの創造を推進します。

（※）ハッカソンとは、「Hack」と「Marathon」を合わせた造語で、短期・集中的に共同作業でソフトウェアを開発する技術とアイデアを競うイベントです。

(内部管理)

平成27年5月の改正保険業法等の施行をふまえ、子会社等を含めた内部管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

国内子会社等については、社内に委員会を設置し、「子会社等経営管理改革」に取り組んでいます。特に経営管理態勢を拡充・強化すべき会社を「重点指定会社」として設定し、独立した内部監査部署を設置するとともに、常勤監査役を配置するなど、内部監査・監査役態勢の整備・高度化を推進しています。このうち、監査役会設置会社である明治安田損害保険株式会社と明治安田アセットマネジメント株式会社には、社外監査役を複数名配置しています。

海外保険事業においては、新規の子会社取得や子会社化後の円滑な事業の軌道乗せに向けた態勢整備を図るため、社内に委員会を設置し、経営管理態勢の整備・高度化を推進しています。

また、国内・海外の関連会社の経営管理態勢のさらなる高度化を目的に、新規取得からモニタリ

ング、対応策の策定、撤退にいたる一連の対応に関する基準を整備しました。

内部監査部門では、重要リスクへの対応状況等を検証し、改善に向けた提言を行なうなど、各組織の適切な業務推進と課題改善を支援しています。特に、マイナンバー制度への対応状況や、働き方改革の取組状況、ERM態勢の整備状況、スタンコープ社に対する内部統制機能の発揮状況など、組織横断的な取組みに対する検証を強化しています。また、重点指定会社を中心にグループとしての内部監査態勢の整備に取り組んでいます。

(コンプライアンス)

全社のコンプライアンス推進にかかる計画をふまえ、組織ごとの課題等に応じて策定した「コンプライアンス実践計画」の取組みを強化するとともに、適正な保険募集等に向けた態勢の高度化を推進しました。また、平成28年5月に施行された改正保険業法にあわせて、お客さまへの情報提供やお客さまのご意向の把握にかかる態勢や保険募集代理店における態勢を整備しました。

金融犯罪対策については、マネー・ローンダリング対応に関して、平成28年10月の改正犯罪収益移転防止法施行に合わせ、取引時確認態勢を整備しました。このほか、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引の防止、国際税務コンプライアンスの推進についても、それぞれ対応態勢の高度化を進めています。

情報管理面では、マイナンバー制度開始にあわせた適切な管理態勢の整備、外部委託先の情報セキュリティにかかる監督強化など、安全管理態勢の高度化を推進しました。また、平成29年5月の改正個人情報保護法の施行に向けて、情報管理ルール等の整備を進めています。

(事業費効率化)

「事務サービス改革」、「法人事務サービス改革」等において、システム開発へ一定程度の先行投資を行ない、手続きの電子化に伴うペーパーレス化の推進等、コスト削減に向けた取組みを推進しています。具体的には、個人保険では、集金業務の縮減、ご契約手続きの電子化を各々90%程度実現し、企業保険では、約70%の帳票削減に向け順調に電子化等を進めるなど、コストダウンを図っています。また、帳票等の印刷・社内物流等や、什器・備品等の執務環境整備業務を見直す「総務インフラ改革」を推進し、印刷費や配達費の削減等に取り組んでいます。

【「感動実現プロジェクト」の実施状況】

「明治安田NEXTチャレンジプログラム（平成26年4月～平成29年3月）」において、「感動を生み出す生命保険会社」の実現に向け、職員一人ひとりが、お客さまを大切にする取組みを積極的かつ主体的に行なうとともに、それを支える組織としてのチーム力発揮に向け、職員相互が深い信頼に結ばれ共感し合えるような企業風土創造を目的とした「感動実現プロジェクト」を推進してきました。

プロジェクトの推進にあたっては、「職員一人ひとりの『果敢な挑戦』に対する意欲喚起・称賛」「各組織における『チーム力の発揮』に向けた意識向上・コミュニケーション向上」を基本方針に、各組織が全員参画の小集団活動「MOT運動」を通じてさまざまな取組みを行なってきました。

主要な取組みとして、「明治安田生命Jリーグ」を全役職員が一体となって盛り上げるために、「全員がサポーター」を合言葉に試合観戦を促進するための取組みを推進した結果、2016シーズンは、前シーズンの累計約13万名を大幅に超える、累計約22万名の当社役職員とその家族およびお客さまが

スタジアムに足を運びました。

また、「対面のアフターフォロー」が可能なアドバイザーチャネルの強みを活かし、誕生日やご契約の節目にあわせて、アドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする「MYメッセージ活動」の推進に加え、余剰時間創出に向けた各組織内の業務効率化（約700件）や会社への提案活動（約3,700件）など、ボトムアップでの「働き方改革」の推進に取り組みました。

企業風土醸成プロジェクトがスタートした平成18年からこれまで実施してきた取組みにより、平成28年度のお客さま満足度における総合満足度は過去最高となり、「従業員意識調査」の結果では「チャレンジ」「一体感」等、経年でモニタリングしている9つの企業風土醸成状況が概ね向上するなど、プロジェクトの運営に一定の効果があったものと認識しています。

【主要業績の概況】

[当期における当社の主要業績について]

平成28年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,799億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆2,500億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が365億円、年度末での保有契約年換算保険料が3,822億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は112兆9,569億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆4,417億円となりました。なお、MY AMが受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、8兆5,870億円でした。

(新契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,799億円	△ 2.7%	1,849億円
うち 第三分野	365億円	0.6%	363億円

(減少契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,265億円	△ 2.3%	1,296億円

(保有契約年換算保険料)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	2兆2,500億円	2.4%	2兆1,966億円
うち 第三分野	3,822億円	3.9%	3,679億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

(新契約高)

	当年度 金額	当年度	前年度 金額
		前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	3兆959億円	△ 1.7%	3兆1,511億円
団体保険	12兆252億円	△ 4.2%	12兆5,521億円

(減少契約高)

	当年度 金額	当年度	前年度 金額
		前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	5兆7,470億円	△ 8.5%	6兆2,833億円
団体保険	10兆9,871億円	△ 10.5%	12兆2,694億円

(保有契約高)

	当年度末 金額	当年度末	前年度末 金額
		前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	82兆5,461億円	△ 3.1%	85兆1,972億円
団体保険	112兆9,569億円	0.9%	111兆9,188億円
団体年金保険	7兆4,417億円	1.3%	7兆3,454億円

経常収益では、保険料等収入が2兆6,158億円となりました。うち個人保険は1兆2,774億円、個人年金保険は3,856億円、団体保険は3,130億円、団体年金保険は6,028億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が7,214億円、有価証券償還益が566億円、有価証券売却益が216億円で、資産運用収益合計では8,160億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆2,040億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆4,170億円、団体保険が1,581億円、団体年金保険が5,970億円となりました。

責任準備金等繰入額は、3,236億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が901億円、有価証券売却損が320億円、有価証券評価損が120億円、資産運用費用合計では1,720億円でした。

事業費は、3,503億円となりました。

これらの結果、経常利益は3,184億円でした。また、経常利益のうち基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は4,723億円となりました。

特別損益のうち、特別利益は、固定資産等処分益等により17億円でした。特別損失は、固定資産等処分損42億円、減損損失30億円を計上したほか、価格変動準備金へ558億円繰り入れる等、合計で640億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は2,338億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は2,372億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,698億円繰り入れることとしています。

	当年度 金額	前年度	
		前年度比増減率	金額
経常収益	3兆5,422億円	△16.4%	4兆2,354億円
保険料等収入	2兆6,158億円	△22.1%	3兆3,578億円
資産運用収益	8,160億円	3.5%	7,881億円
経常費用	3兆2,237億円	△18.1%	3兆9,345億円
保険金等支払金	2兆2,040億円	△4.2%	2兆3,011億円
責任準備金等繰入額	3,236億円	△64.0%	8,982億円
資産運用費用	1,720億円	△4.4%	1,800億円
事業費	3,503億円	△1.5%	3,556億円
経常利益	3,184億円	5.8%	3,009億円
基礎利益	4,723億円	2.7%	4,599億円
特別利益	17億円	△32.4%	26億円
特別損失	640億円	59.7%	401億円
当期純剰余	2,338億円	7.0%	2,184億円
当期未処分剰余金	2,372億円	7.5%	2,206億円

総資産については、年度末で37兆5,614億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末	
		構成比	金額
総資産	37兆5,614億円	100.0%	36兆5,766億円
現金及び預貯金等	6,336億円	1.7%	6,350億円
有価証券	30兆8,634億円	82.2%	29兆5,359億円
貸付金	4兆6,819億円	12.5%	4兆9,498億円
有形固定資産	8,824億円	2.3%	8,927億円

負債の大半を占める責任準備金残高は31兆3,832億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

	当年度末 金額	前年度末	
		構成比	金額
負債の部合計	33兆5,038億円	89.2%	32兆8,801億円
責任準備金	31兆3,832億円	83.6%	31兆609億円
支払備金	1,114億円	0.3%	1,101億円
価格変動準備金	5,775億円	1.5%	5,216億円
純資産の部合計	4兆576億円	10.8%	3兆6,965億円
基金・基金償却積立金	8,300億円	2.2%	7,300億円
剰余金	5,383億円	1.4%	5,195億円
その他有価証券評価差額金	2兆5,338億円	6.7%	2兆2,880億円
負債及び純資産の部合計	37兆5,614億円	100.0%	36兆5,766億円

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、945.5%と引き続き高い水準を維持しており、健全性は十分に確保されています。

[当期における当社グループの主要業績について]

平成28年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は3兆8,754億円、経常利益は3,148億円、親会社に帰属する当期純剰余は2,237億円となりました。

	当年度 金額		前年度 金額
		前年度比増減率	
経 常 収 益	3兆8,754億円	△ 9.4%	4兆2,765億円
経 常 利 益	3,148億円	5.3%	2,991億円
親会社に帰属する当期純剰余	2,237億円	4.5%	2,140億円

グループ保険料（※1）は2兆8,663億円、グループ基礎利益（※2）は4,962億円となりました。

（※1）連結損益計算書上の保険料等収入

（※2）明治安田生命の基礎利益に、連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度 金額		前年度 金額
		前年度比増減率	
グ ル 一 プ 保 險 料	2兆8,663億円	△ 15.2%	3兆3,816億円
グ ル 一 プ 基 礎 利 益	4,962億円	6.5%	4,660億円

総資産については、年度末で40兆4,127億円となりました。

	当年度末 金額		前年度末 金額
総 資 産	40兆4,127億円		39兆1,642億円

ソルベンシー・マージン比率は、998.9%となりました。

【対処すべき課題】

上記のとおり、平成26年4月から平成29年3月までの「明治安田NEXTチャレンジプログラム」については、次の10年に向けた基盤づくりを行なう3ヵ年計画として諸取組みを推進してまいりましたが、所期の経営目標を概ね達成するとともに、お客さま満足度についても過去最高値を実現することができました。また、平成28年3月には、米国生命保険会社であるスタンコープ社を完全子会社化し、グループ全体での成長軌道も確保することができました。

今後は、「明治安田NEXTチャレンジプログラム」で築き上げた基盤を土台に、新たな成長ステージに向けて、国内保険事業を中心とした既存市場で「勝ち残り」をめざしていくとともに、新しい

事業領域にも果敢に挑戦してまいります。

平成29年4月からの新たな3ヵ年計画「MYイノベーション2020」では、今後における経営環境の変化等をふまえつつ、改正した企業理念「明治安田フィロソフィー」（※）の実現に向けて「イノベーション」（変革・創造）を軸すべく、お客さま志向とコンプライアンスの徹底を前提に、成長戦略・経営基盤戦略・ブランド戦略を推進してまいります。なお、お客さま志向の徹底にあたっては、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティーの遂行）や消費者志向経営の推進を図つてまいります。

（※）「明治安田フィロソフィー」は、「経営理念」、長期的な当社のめざすべき姿である「企業ビジョン」、経営理念と企業ビジョンの実現に向けて、役職員一人ひとりが大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」で構成しています。経営理念として、「確かな安心を、いつまでもー Peace of mind, forever ー」を掲げ、お客さま・地域社会・働く仲間との絆を大切にし、「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」をめざすことを企業ビジョンに定めています。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (当 期)
年 度	個 人 保 險	億円 789, 719	億円 744, 632	億円 711, 937	億円 680, 422
末	個 人 年 金 保 險	138, 685	138, 662	140, 035	145, 038
契	団 体 保 險	1, 110, 059	1, 116, 361	1, 119, 188	1, 129, 569
約	団 体 年 金 保 險	69, 705	71, 336	73, 454	74, 417
高	そ の 他 の 保 險	4, 395	3, 411	3, 251	3, 240
		百万円	百万円	百万円	百万円
保	保 險 料 等 収 入	3, 616, 296	3, 408, 447	3, 357, 858	2, 615, 872
資	産 運 用 収 益	978, 790	1, 029, 120	788, 144	816, 067
保	險 金 等 支 払 金	2, 276, 192	2, 596, 389	2, 301, 138	2, 204, 036
経	常 利 益	421, 664	383, 854	300, 953	318, 455
当	期 純 剰 余	239, 387	265, 255	218, 472	233, 805
社	員配当準備金繰入額	158, 094	180, 044	165, 707	169, 815
総	資 产	34, 317, 745	36, 469, 024	36, 576, 681	37, 561, 475

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (当 期)
経	常 収 益	百万円 4, 781, 417	百万円 4, 599, 843	百万円 4, 276, 540	百万円 3, 875, 469
経	常 利 益	424, 882	386, 468	299, 107	314, 883
親	会 社 に 帰 属 す る 当 期 純 剰 余	240, 612	265, 402	214, 099	223, 730
純	資 产 額	2, 894, 717	4, 180, 335	3, 631, 671	4, 044, 345
総	資 产	34, 334, 054	36, 579, 624	39, 164, 289	40, 412, 770

(3) 支社等および代理店の状況

区分		前期末	当期末	当期増減(△)
支 社		店 73	店 78	店 5
営業部・営業所		923	924	1
海 外 事 務 所		3	3	0
計		999	1, 005	6
代 理 店		1, 517	1, 515	△2
計		2, 516	2, 520	4

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名 10,514	名 10,451	名 △63	歳 43 月 10	年 16 月 0	千円 341
営業職員	30,531	31,421	890	46 6		

- (注) 1. 内務職員は、総合職・アソシエイト職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より出向・休職・組合専従を除いた数です。
2. 平均給与月額は、平成 29 年 3 月の税込基準内給与であり、賞与および時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

特になし

(6) 資金調達の状況

内 容	実施日	償却期限	金 額
基金の募集（再募集）	平成 28 年 8 月 9 日	平成 33 年 8 月 4 日	1,000 億円

内 容	発行日	償還期限	金 額
劣後特約付社債 (円建)	平成 28 年 12 月 15 日	平成 58 年 12 月 15 日 (注 1)	1,000 億円
劣後特約付社債 (円建)	平成 28 年 12 月 15 日	平成 63 年 12 月 15 日 (注 2)	150 億円

(注 1) 債還期限は、発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(注 2) 債還期限は、発行日の 15 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	百万円 45,091
---------------	---------------

(注) 平成 28 年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
明治安田システム・テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用管理業務、顧客企業へのコンサルティング業務、金銭収納代行業、介護関連事業、疾病予防サービスの提供	昭和 57 年 4 月 1 日	百万円 100	% 20.5 (60.6)
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業	昭和 61 年 11 月 15 日	百万円 1,000	92.9
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	平成 8 年 8 月 8 日	百万円 52,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険業務	昭和 36 年 8 月 3 日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda Realty USA Incorporated	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	米国における不動産投資業務	平成 10 年 8 月 3 日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および保険関連事業	平成 10 年 9 月 23 日	万米ドル 495,000	100.0

(注) 1. 議決権割合の()内は、間接議決権割合を含めた場合です。

2. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は昭和 51 年 3 月 26 日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
鈴木伸弥	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社千葉興業銀行監査役	
根岸秋男	取締役	指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役 一般社団法人生命保険協会会長	
山下敏彦	取締役		株式会社山口銀行取締役 タランクス・インターナショナル株式会社 監査役	
井福正博	取締役			
古城謙治	取締役	監査委員		
服部重彦	取締役 (社外)	報酬委員長	株式会社島津製作所相談役 田辺三菱製薬株式会社取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 プラザー工業株式会社取締役	
落合誠一	取締役 (社外)	監査委員長 指名委員	弁護士 日本電信電話株式会社監査役 宇部興産株式会社監査役	
宗國旨英	取締役 (社外)	指名委員長 報酬委員		
木瀬照雄	取締役 (社外)	指名委員 監査委員	TOTO株式会社相談役	
須田美矢子	取締役 (社外)	報酬委員 監査委員	一般財団法人キヤノングローバル戦略 研究所特別顧問 富士通株式会社取締役 宇部興産株式会社監査役	
北村敬子	取締役 (社外)	監査委員	京王電鉄株式会社監査役 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門家として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しております。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
鈴木伸弥	代表執行役	内部監査部	株式会社千葉興業銀行監査役	
根岸秋男	代表執行役 社長		株式会社ニコン取締役 一般社団法人生命保険協会会長	

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
山下敏彦	執行役 副社長	資産運用部門長 〔運用企画部、融資部(※)、証券運用部、特別勘定運用部、不動産部、運用審査部(※)、運用サービス部(※)〕、国際事業部(※)、秘書部	株式会社山口銀行取締役 タランクス・インターナショナル株式会社監査役	
井福正博	執行役 副社長	運用審査部、商品部、人事部		
伊藤 隆	専務執行役	個人営業部門長 〔業務部、営業教育部〕	株式会社松屋監査役	平成29年3月31日付で専務執行役を辞任しました。
浅野 紀久男	専務執行役	法人営業企画部、総務部、リスク管理統括部		平成29年3月31日付で専務執行役を辞任しました。
尾越達男	専務執行役	代理店営業部門長 〔総合代理店業務部〕		平成29年3月31日付で専務執行役を辞任しました。
酒井明夫	専務執行役	法人営業部門長 〔総合法人業務部(※)、総合福祉業務部、法人支援部〕		
大西忠	専務執行役	営業企画部、営業人事部、関連事業部		
相樂昌彦	常務執行役	契約部、法人サービス部、団体年金サービス部		
荒谷雅夫	常務執行役	広報部、企画部、調査部		
牧野真也	常務執行役	収益管理部、情報システム部		
前嶋哲雄	常務執行役	総合法人業務部、法務部		
菊川隆志	常務執行役	融資部、運用サービス部		
綾井康之	常務執行役	融資推進部、契約サービス部、保険金部		
梅崎輝喜	常務執行役	事務サービス企画部、「お客さまの声」統括部、コンプライアンス統括部		
山内和紀	常務執行役	国際事業部	スタンコープ・ファイナンシャル・グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 スタンダード・ニューヨーク生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・パブリック・カンパニー・リミテッド取締役	

(注) 1. 部門長の〔 〕内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

2. 資産運用部門長、法人営業部門長は担当執行役配置部(※)の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人數	報酬等
取締役	9	116 百万円
執行役	17	920
計	26	1,037

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人數・報酬等には、平成28年7月5日開催の第69回定時総代会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。
2. 当社は、平成20年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金（退職慰労金）として、取締役33名に対し65百万円および監査役8名に対し8百万円を支給しております。
4. 当社は、平成28年7月5日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議しました。その内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。

(2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱の有無に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

(3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬および業績連動報酬で構成する。

ア. 基本報酬は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
服部重彦	
落合誠一	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、
宗國旨英	1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条
木瀬照雄	第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任
須田美矢子	限定契約を締結しております。
北村敬子	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
服部重彦	<p>＜他の会社の業務執行取締役等の兼職状況＞ 株式会社島津製作所 相談役</p> <p>当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>＜他の会社等の社外役員の兼職状況＞ 田辺三菱製薬株式会社 取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 プラザー工業株式会社 取締役</p> <p>当社は、田辺三菱製薬株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 当社は、サッポロホールディングス株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社はプラザー工業株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
落合誠一	<p>弁護士</p> <p>＜他の会社等の社外役員の兼職状況＞ 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役</p> <p>当社は、日本電信電話株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
宗國旨英	該当事項はありません。
木瀬照雄	<p>＜他の会社の業務執行取締役等の兼職状況＞ TOTO株式会社 相談役</p> <p>当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>＜他の会社等の社外役員の兼職状況＞ 該当事項なし</p>

氏名	兼職その他の状況
須田 美矢子	<p>一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問</p> <p>＜他の会社等の社外役員の兼職状況＞</p> <p>富士通株式会社 取締役 宇部興産株式会社 監査役</p> <p>当社は、富士通株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
北村 敬子	<p>＜他の会社等の社外役員の兼職状況＞</p> <p>京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役</p> <p>当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
服部 重彦	平成24年7月3日就任	当年度取締役会 13回開催のうち13回出席。 当年度報酬委員会 5回開催のうち5回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
落合 誠一	平成24年7月3日就任	当年度取締役会 13回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 6回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
宗國 旨英	平成25年7月2日就任	当年度取締役会 13回開催のうち13回出席。 指名委員会 6回開催のうち6回出席。 報酬委員会 5回開催のうち5回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
木瀬 照雄	平成26年7月2日就任	当年度取締役会 13回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 6回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
須田美矢子	平成26年7月2日就任	当年度取締役会 13回開催のうち13回出席。 当年度報酬委員会 5回開催のうち5回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
北村敬子	平成27年7月2日就任	当年度取締役会 13回開催のうち13回出席。 当年度監査委員会 15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	百万円 73	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

310,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

4 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
明治安田生命 2012 基金特定目的会社	100,000 百万円	32.26 %
明治安田生命 2016 基金特定目的会社	100,000	32.26
明治安田生命 2014 基金特定目的会社	60,000	19.35
明治安田生命 2013 基金特定目的会社	50,000	16.13

(注) 明治安田生命 2012 基金特定目的会社、明治安田生命 2013 基金特定目的会社、明治安田生命 2014 基金特定目的会社および明治安田生命 2016 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他の
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 德田 省三	会計監査人としての報酬等の額 235 百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・企業年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等
指定有限責任社員 壁谷 恵嗣		
指定有限責任社員 蓑輪 康喜		

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 317 百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうこと妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうこと妥当と判断する場

合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc. および Meiji Yasuda Realty USA Incorporated は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

<内部統制システムの基本方針>

当社は、生命保険事業のパイオニアとして、相互扶助の精神を貫くとともにお客様を大切にする会社に徹し、生命保険を中心にクオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けするという経営理念の実現のために、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

なお、当該基本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいい、当社は、内部統制システムを構築するにあたり、「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」等に基づき体制を整備する。

I. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性に関する事項、当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(監査委員会事務局)

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

(監査委員会事務局への要員配置)

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

(独立性および指示の実効性の確保)

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

2. 当社の監査委員会への報告に関する体制

(当社の取締役、執行役、執行役員および使用人による当社の監査委員会への報告、当社の実質子会社の取締役、監査役等その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査委員会への報告)

当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

①当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況
②当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況

③当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況

④その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

3. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわされることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備さ

れ、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。
(監査費用)

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用等が発生したときは、その職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置しており、同事務局所属員の人事異動等について監査委員会の同意を経て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査委員会事務局所属員は、重要な会議、委員会に出席しています。

内部監査部は、監査委員会に対し四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、内部監査部長は、常勤監査委員に対し月1回の定例報告に加え随時報告を実施しています。

II. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(行動憲章、コンプライアンス基本規程)

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

(コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、代表執行役をはじめ執行役、執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンスマニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

(コンプライアンス推進委員会等)

当社は、経営会議の諮問機関として、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。また、社外委員を含むお客様サービス推進諮問会議を設置し、お客様保護に関連するコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項等について審議・報告を行なう。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反(懸念)事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス実践計画)

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取り組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力・金融犯罪への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関とも連携し反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダーリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」、その内容を具体化した「職務遂行基本ルール」、コンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を定めています。

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年度、取締役会において「コンプライアンス実践計画」を策定し、その推進状況について定期的に取締役会へ報告しています。

グループのコンプライアンス態勢の網羅的な検討を目的として、コンプライアンス推進委員会を設置しており、平成28年度は、コンプライアンス推進委員会を8回開催しました。また、反社会的勢力対策および金融犯罪対策等に関する態勢の整備・構築および推進等を目的として、コンプライアンス推進委員会の傘下に金融犯罪対策推進小委員会を設置しており、平成28年度は金融犯罪対策推進小委員会を9回開催しました。

III. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置し、グループ全体の内部統制の実効性を高める。

1. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報管理基本規程)

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報（経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理基本規程」、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

情報の保護・管理にかかる当社グループの態勢の整備・推進および漏洩事案等への対応を目的としてコンプライアンス推進委員会の傘下に情報保護推進小委員会を設置しており、平成28年度は情報保護推進小委員会を7回開催しました。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本規程)

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、グループ全体のリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

(リスク管理委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(リスク管理統括部・リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

(リスク管理態勢)

当社は、金融サービス業におけるプリンシップル、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、統合リスク管理、種類別リスク管理および組織別リスク管理の観点から推進する。

(リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応)

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告される

よう、リスク管理責任者等を通じた報告体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性・予見が相当程度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法のひとつと位置付け、「統合リスク管理方針」、「種類別リスクのリスク管理方針」を制定しています。

当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を定め、その下位規程として統合リスク管理、種類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定めることにより、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

「リスク管理基本方針」および各種リスク管理の方針について、年1回以上見直しを検討し、リスク管理重点実施事項の策定とあわせてリスク管理委員会および傘下の分科委員会・小委員会にて審議のうえ、経営会議・取締役会へ上程しています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、リスク管理委員会を設置しています。平成28年度は、リスク管理委員会を13回開催しました。

3. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社は、（中略）経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(経理規程・財務報告内部統制規程・代表者確認規程)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「財務報告内部統制規程」、「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るために任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。平成28年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、平成28年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者が確認しています。

5. 当社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 (当社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制、当社の実質子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)
 当社は、「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」に基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行なうとともに、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。
 (当社の実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)
 当社は、経営計画等の策定、日常の業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施するにあたって、グループ会社の状況に応じて定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定め、グループ会社からの適切な報告体制を確保する。
 (不適切な取引への対応)
 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レンジス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。
 (当社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
 当社は、関連会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内関連会社リスク管理規程」および「海外関連会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営の確保に努める。
 (健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)
 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。
 (モニタリング)
 当社の内部監査部門等は、当社およびグループ会社の内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。加えて、当社はグループ会社に対し、必要に応じて監査役を派遣し、グループ会社の健全性確保の検証に努める。

【運用状況の概要】

当社は、グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、国内関連会社を対象に子会社等経営管理改革特別分科委員会を設置し、国内子会社等の経営管理高度化策の実施状況評価と必要に応じた追加対策、経営管理高度化の一環としての事業再編・監査等態勢整備・関連諸規程整備等について審議・報告しています。平成28年度は、子会社等経営管理改革特別分科委員会を8回開催しました。

また、海外保険子会社取得後の態勢整備等について海外保険事業特別分科委員会を設置し、スタンコープ社の事業運営等の軌道乗せに向けた検討・推進や既存投資先の事業計画・取組方針および計画進捗について審議・報告しています。平成28年度は、海外保険事業特別分科委員会を16回開催しました。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

(注)上記方針は、平成29年4月1日付で当社経営理念の改正をふまえた所要の改正(同年2月10日取締役会にて決議)を行なっております。なお、改正後の内部統制システムの基本方針は、当社ホームページをご覧ください。

7. その他

相互会社制度運営に関する事項

1. 平成 28 年 7 月 5 日、第 69 回定時総代会において、基金募集および定款一部変更、総代候補者選考委員の選任がそれぞれ決議されました。
2. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - (1) 平成 28 年 8 月 30 日、第 37 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選、平成 30 年 1 月 1 日就任の総代選出スケジュールおよび総代候補者選考基準が決議されました。
 - (2) 平成 28 年 10 月 25 日、第 38 回総代候補者選考委員会が開催され、自薦候補者選定要領、総代候補者選考基準に基づく具体的な選考方針、都道府県別総代定数および再任・退任総代に関する事項が決議されました。
 - (3) 平成 29 年 3 月 22 日、第 39 回総代候補者選考委員会が開催され、自薦候補者受付に関する運営、総代候補者候補選考に関する事項が決議されました。
3. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - (1) 平成 28 年 6 月 22 日、第 38 回評議員会を開催し、平成 27 年度決算の概要、次期中期経営計画の方向性、第 69 回定時総代会決議事項、平成 27 年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項についてご審議いただきました。
 - (2) 平成 28 年 11 月 22 日、第 39 回評議員会を開催し、平成 28 年度上半期報告、次期中期経営計画の検討状況についてご審議いただきました。
 - (3) 平成 29 年 2 月 14 日、第 40 回評議員会を開催し、平成 28 年度決算見通し、次期中期経営計画の概要、ERM の経営への活用に向けた取組みについてご審議いただきました。
4. 平成 28 年 12 月 1 日、総代報告会を開催し、平成 28 年度上半期報告、中長期的な経営の方向性について報告しました。
5. 平成 29 年 1 月から 3 月にかけて、全国の支社 92 会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,162 名のお客さまにご出席いただき、7,751 件のご意見・ご要望をいただきました。
6. 平成 29 年 3 月 31 日現在の社員数は 666 万 7,390 名、総代数は 218 名です。

商品に関する事項

1. 平成 28 年 6 月 2 日、総合保障商品「ベストスタイル」の新たな特約として、「重度疾病継続保障特約」および「介護サポート終身年金特約」を発売しました。
2. 同日、総合保障商品「ベストスタイル」において、「保障見直し制度」および「終身保障変更制度」の取扱いを開始しました。
3. 平成 28 年 10 月 2 日、新たな商品シリーズ「かんたん保険シリーズ ライト！ By 明治安田生命」を創設し、本商品シリーズにラインアップする商品として、積立保険「明治安田生命じぶんの積立」と小口の終身保険「明治安田生命ひとくち終身」を発売しました。また、こども保険「明治安田生命つみたて学資」も同シリーズにラインアップしました。
4. 平成 29 年 2 月 2 日、法人向け商品「1 年更新型定期保険」を発売しました。

社会貢献活動に関する事項

1. 「子どもの健やかな成長」と「地域社会への貢献」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。

(1) 「小学生向けサッカー教室」

平成 26 年 1 月から開始した J リーグへの協賛の一環として、平成 26 年 6 月から当社の支社等の所在地を中心に、J リーグ各クラブの選手やコーチ、現役引退選手等が講師をつとめる小学生向けサッカー教室を実施しています。平成 28 年度は全国で 173 回のサッカー教室を開催し、14,275 名のお子さまや保護者の方々が参加しました。

(2) 「地域を見守る」社会貢献活動

ご高齢者等の安心に貢献できればとの思いから、「子どもの命・安全を守る」地域貢献活動の取組みに「ご高齢者等の見守り」活動を加え、「地域を見守る」社会貢献活動として、明治安田生命労働組合と共に、平成 26 年 9 月から全国の支社・営業所等において展開しています。また、自治体や警察との連携のなかで、見守りに関する協定書を締結しており、平成 29 年 3 月末日現在、手続き中を含め、40 都道府県で 141 の自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として推進しました。

(3) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社役職員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて親をなくした子どもたちの進学と心のケア支援を行なう活動を実施しています。あしなが育英会のご協力のもと、平成 28 年度は 8 月から 12 月に全国 65 カ所で開催し、当社役職員等約 17,000 名がウォーキングに参加するとともに、総勢約 38,000 名がチャリティー募金を行ないました。

(4) 「次世代トップアスリート応援プロジェクト」

世界を舞台に活躍することが期待される若手スポーツアスリートを支援するために、平成 27 年 7 月に「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ~めざせ世界大会~」を創設し、現在、5 選手を支援しています。

(5) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年実施しており、平成 28 年度は 6 月から 10 月までに山口県、長崎県、秋田県、滋賀県、宮崎県で開催しました。コンサート会場で実施しているチャリティー募金は、公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動している N P O 法人等へ寄付しました。また、コンサート翌日に近隣の小中学校で、音楽を通じた子どもたちの情操教育を目的とした、作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

(6) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手づくりのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。33 年目となる平成 28 年度は 9 月に新潟県、富山県、石川県、福井県の特別支援学校 5 校で開催しました。

(7) 「非営利活動法人等への寄付」

社会的な課題の解決をめざして活動している非営利活動法人等への寄付を実施しています。平成

28年度は全国の高齢者・障がい者・L G B T分野において支援活動を行なう8団体へ寄付しました。

(8) 「黄色いワッペンの贈呈」

昭和40年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。52回目となった平成28年度は、全国110万名の新入学児童に贈呈し、これまでに配られたワッペンは累計で約6,332万枚となりました。

(9) 「海の環境工作教室」

子どもたちが自然に対する思いを育む場として、ボランティアで海岸を清掃し、集めたゴミや貝殻等を使ってアート作品を制作する「海の環境工作教室」を実施しています。平成28年度は5月に佐賀県、6月に神奈川県で開催しました

(10) 「H e l l o ! B a b y 奨学金プログラム」

少子化対策に資する取組みとして、こども保険の保有契約件数に応じて、助産師をめざす学生に奨学金を支給する「H e l l o ! B a b y 奨学金プログラム」を実施しています。平成28年度は10名の奨学金相当額（340万円）を公益社団法人日本助産師会に寄付しました。

2. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団への寄付（合計5億3,100万円）を通じて、健康増進への取組み、地域の伝統文化への助成等を行なっています。

役員に関する事項

1. 平成28年2月9日の取締役会決議により、平成28年4月1日付にて、専務執行役山下敏彦、井福正博の両氏が執行役副社長に、常務執行役尾越達男、酒井明夫、大西忠の3氏が専務執行役に選定、執行役菊川隆志、綾井康之、梅崎輝喜、山内和紀の4氏が常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。
2. 平成28年7月5日、第69回定時総代会において、取締役に鈴木伸弥、根岸秋男、古城謙治、服部重彦、落合誠一、宗國旨英、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の9氏が再任、山下敏彦、井福正博の両氏があらたに選任され、それぞれ就任しました。
3. 平成28年7月5日付で、殿岡裕章、福家聖剛の両氏は取締役を退任しました。
4. 平成28年7月5日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、落合誠一、宗國旨英、木瀬照雄の5氏が再選、監査委員会の委員に取締役古城謙治、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の5氏が再選、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦、宗國旨英、須田美矢子の5氏が再選され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。

また、執行役副社長に山下敏彦、井福正博の2氏が再任、専務執行役に伊藤隆、浅野紀久男、尾越達男、酒井明夫、大西忠の5氏が再任、常務執行役に相樂昌彦、荒谷雅夫、牧野真也、前嶋哲雄、菊川隆志、綾井康之、梅崎輝喜、山内和紀の8氏が再任され、それぞれ就任しました。

5. 平成29年3月31日付で、伊藤隆、浅野紀久男、尾越達男の3氏は専務執行役を辞任しました。

平成28年度(平成29年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	323,509	保険契約準備金	31,731,653
現 金	196	支 払 備 金	111,491
預 貯 金	323,312	責 任 準 備 金	31,383,201
コ 一 ル 口 一 ソ ン	90,000	社 員 配 当 準 備 金	236,959
買 入 金 錢 債 権	220,118	再 保 険 借 債 債	688
有 働 價 証 券	30,863,410	社	353,310
国 地 方 社 株 外 国 そ の 他 の 証	債 債 債 債 式 券 券 券	そ の 他 負 債	401,130
	14,309,347	債券貸借取引受入担保金	130,034
	612,257	未 払 金	52,973
	2,200,671	未 払 費 用	28,891
	4,279,285	前 受 収 益	2,408
	8,703,539	預 り 金	27,584
	758,308	預 り 保 証 金	33,399
貸 付 金	4,681,981	金 融 派 生 商 品	48,780
保 険 約 款 貸 付 付	260,726	金融商品等受入担保金	68,166
一 般 貸 付 付	4,421,255	資 産 除 去 債 務 金	3,159
有 形 固 定 資 産	882,414	仮 受 金	5,731
土 建	地 物 物		1
	602,976	偶 発 損 失 引 当 金	
	273,269	価 格 変 動 準 備 金	577,545
建 設 仮 勘 定		緑 延 税 金 負 債	338,745
その他の有形固定資産		再評価に係る緑延税金負債	79,910
無 形 固 定 資 産	76,978	支 払 承 諾	20,888
ソ フ ト ウ エ ア		負 債 の 部 合 計	33,503,874
その他の無形固定資産		(純資産の部)	
再 保 険 貸	612	基 金	310,000
そ の 他 資 産	336,566	基 金 償 却 積 立 金	520,000
未 収 金	118,710	再 評 価 積 立 金	452
前 払 費 用	6,166	剩 余 金	538,395
未 収 収 益	98,883	損 失 填 补 準 備 金	10,387
預 託 金	9,287	そ の 他 剰 余 金	528,007
先 物 取 引 差 入 証 押 金	2,293	基 金 儲 却 準 備 金	134,000
先 物 取 引 差 金 勘 定	10	価 格 変 動 積 立 金	29,764
金 融 派 生 商 品	69,765	社会厚生事業増進積立金	18
金融商品等差入担保金	19,198	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	100,000
仮 払 金	2,550	不 動 产 壓 縮 積 立 金	24,882
そ の 他 の 資 産	9,699	特 別 準 備 金	2,000
前 払 年 金 費 用	70,844	別 途 積 立 金	85
支 払 承 諾 見 返 金	20,888	当 期 未 処 分 剰 余 金	237,256
貸 倒 引 当 金	△ 5,848	基 金 等 合 計	1,368,848
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,533,850
		緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	37,876
		土 地 再 評 価 差 額 金	117,025
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,688,753
		純 資 産 の 部 合 計	4,057,601
資 産 の 部 合 計	37,561,475	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	37,561,475

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については「移動平均法による償却原価法（定額法）」、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については「移動平均法による償却原価法（定額法）」、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については「移動平均法による原価法」、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については「移動平均法による償却原価法（定額法）」、それ以外の有価証券については「移動平均法による原価法」によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法 累積算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 10年

過去勤務費用の処理年数 10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライセン契約等に関する将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 債格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、

貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、平成21年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（平成19年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成22年度以降も年金開始の都度積立て）が含まれております。

また、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、変額保険および平成7年9月2日以降に契約締結した一時払养老保险契約を対象として平成26年度において積み立てたものが含まれております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。

15. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性（リスク）に着目するサーブラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして

金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理小委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、資産運用会議（経営会議）等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、

当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	323, 509	323, 509	—
その他有価証券(譲渡性預金)	49, 996	49, 996	—
買入金銭債権	220, 118	230, 634	10, 516
満期保有目的の債券	197, 150	207, 666	10, 516
その他有価証券	22, 968	22, 968	—
有価証券	29, 505, 359	31, 644, 800	2, 139, 441
売買目的有価証券	741, 879	741, 879	—
満期保有目的の債券	4, 518, 170	5, 330, 185	812, 014
責任準備金対応債券	7, 250, 615	8, 578, 042	1, 327, 426
その他有価証券	16, 994, 693	16, 994, 693	—
貸付金	4, 681, 981	4, 976, 601	294, 619
保険約款貸付	260, 726	260, 726	—
一般貸付	4, 421, 255	4, 715, 875	294, 619
貸倒引当金(*1)	△4, 422	—	—
	4, 677, 559	4, 976, 601	299, 042
社債	353, 310	383, 459	30, 149
債券貸借取引受入担保金	130, 034	130, 034	—
金融派生商品(*2)	20, 984	20, 984	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1, 806)	(1, 806)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	22, 790	22, 790	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した 3 月末日の時価等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3 月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については 3 月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1, 358, 051 百万円(うち子会社株式及び関連会社株式 891, 559 百万円)であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について 34 百万円減損処理を行っております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価しております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価しております。

・負債

①社債

3 月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

- ①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。
 ②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のT TM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

- ③金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は3,419百万円であります。
 ②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,819,916	4,548,790	728,873
	②社債	575,168	651,759	76,590
	③その他	269,112	287,460	18,348
	合計	4,664,197	5,488,010	823,812
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,780	△19
	③その他	48,323	47,061	△1,262
	合計	51,123	49,841	△1,281

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,212,028	8,536,231	1,324,203
	②社債	37,687	40,912	3,225
	③その他	—	—	—
	合計	7,249,715	8,577,144	1,327,428
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	900	898	△1
	③その他	—	—	—
	合計	900	898	△1

- ④その他有価証券の当年度中の売却額は709,394百万円であり、売却益の合計額は21,635百万円、売却損の合計額は32,078百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,573,628	3,927,005	2,353,377
	(2)債券	4,662,842	5,119,499	456,657
	①国債・地方債等	3,394,352	3,773,363	379,011
	②社債	1,268,490	1,346,136	77,646
	(3)その他	4,385,774	5,177,901	792,127
合計		10,622,245	14,224,406	3,602,161

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	(1)株式	96,754	91,605	△5,149
	(2)債券	204,402	202,649	△1,753
	①国債・地方債等	249	238	△10
	②社債	204,153	202,410	△1,743
	(3)その他	2,627,296	2,548,997	△78,299
	合計	2,928,453	2,843,251	△85,202

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

なお、外貨建その他有価証券のうち債券について、円相場の著しい上昇により生じた換算差額を有価証券評価損として計上しておりますが、この計上の要否を判定するにあたり、当年度より、3月末日の為替相場による方法から、3月中の平均相場による方法に変更しております。この変更による損益への影響はありません。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について334百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	323,312	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	220,118
貸付金(*)	470,932	807,642	586,427	528,367	796,471	1,230,089
有価証券	524,238	1,601,076	2,990,926	2,469,878	1,626,311	14,579,064
満期保有目的の 債券	124,610	334,382	371,346	395,496	814,796	2,474,738
責任準備金 対応債券	—	10,238	109,978	190,714	94,984	6,844,699
その他有価証券 のうち満期があ るもの	399,628	1,256,455	2,509,601	1,883,667	716,530	5,259,626
合計	1,318,483	2,408,718	3,577,353	2,998,245	2,422,782	16,029,271

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない1,305百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	353,310
債権貸借取引 受入担保金	130,034	—	—	—	—	—
合計	130,034	—	—	—	—	353,310

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しております、当年度末における当該賃貸不動産の貸借対照表価額は562,987百万円、時価は665,227百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、20,066百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,284百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額44百万円、延滞債権額1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞して

いる貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 15,781 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、409,454 百万円であります。

19. 保険業法第 118 条第 1 項の規定による特別勘定の資産の額は、809,841 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、2,689,205 百万円であります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、3,930 百万円、金銭債務の総額は、3,701 百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	240,902 百万円
前期剰余金よりの繰入額	165,707 百万円
当期社員配当金支払額	169,832 百万円
利息による増加等	182 百万円
当期末現在高	236,959 百万円

24. 保険業法第 60 条の規定により基金を 100,000 百万円新たに募集いたしました。

25. 基金を 50,000 百万円償却したことにより、同額を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

26. 担保に供されている資産の額は、有価証券 3,331 百万円であります。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、1,516,369 百万円であります。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、29,320 百万円であります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 49,705 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	301,611 百万円
勤務費用	10,658 百万円
利息費用	2,714 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	767 百万円
退職給付の支払額	△24,300 百万円
期末における退職給付債務	291,451 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	338,755 百万円
期待運用収益	3,265 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	41,261 百万円
事業主からの拠出額	9,730 百万円
退職給付の支払額	△9,108 百万円
期末における年金資産	383,905 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	290,385 百万円
年金資産	△383,905 百万円
	△93,519 百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,066 百万円
未認識数理計算上の差異	17,286 百万円
未認識過去勤務費用	4,322 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△70,844 百万円

④退職給付に関する損益

勤務費用	10,658 百万円
利息費用	2,714 百万円
期待運用収益	△3,265 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	25,204 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△866 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>34,445 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.6%
株式	44.1%
生命保険一般勘定	26.3%
共同運用資産	17.5%
現金及び預金	1.1%
その他	4.4%
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、退職給付信託が 56.1% 含まれております。

⑥長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の收益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用收益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,065 百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、892,181 百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、653,540 百万円、繰延税金負債の総額は、989,150 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、3,135 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 409,795 百万円および価格変動準備金 161,481 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 942,376 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 28.20% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△18.05% であります。

34. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 9 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 21,315 百万円であります。

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金額
経常 収 益		3,542,202
保険料等 収 入	2,615,872	
保険料等 収 入	2,614,768	
再保険 収 入	1,104	
資産運用 収 入	816,067	
利息及び配当金等 収 入	721,464	
預貯金 利息	16	
有価証券利息・配当金 利息	591,340	
貸付金 利息	84,525	
不動産 貸賃	35,023	
その他の利息 配当却還益	10,557	
有価証券 売償益	21,635	
その他の利息 配当却還益	56,692	
有価証券 売償益	468	
特別勘定資産 運用益	15,807	
その他の経常収益	110,262	
年金特約取扱受入	15,339	
保険金据置受入	87,184	
その他の経常収益	7,738	
経常費用	3,223,747	
保険金等支払	2,204,036	
保険料	564,719	
年給解約返戻	695,207	
その他の返戻	396,440	
再保険	452,951	
責任準備金等繰入	89,190	
支払準備金繰入	5,527	
責任準備金繰入	323,690	
社員配当金積立利息繰入	1,348	
資産運用費用	322,205	
支払利息	135	
有価証券売却益	172,037	
有価証券評価償還益	11,307	
金融派生商品差費用	32,078	
為替差	12,009	
貸倒引当金繰入	4,423	
貸用不動産等減価償却費用	90,154	
その他の運用費	399	
事業	459	
その他の経常費用	9,353	
保険金据置支払	11,852	
税	350,389	
減価償却	173,594	
退職給付引当金繰入	108,264	
その他の経常費用	26,264	
経常利益	24,389	
特別利益	9,522	
固定資産等処分益	5,153	
偶発損失引当金戻入額		318,455
特別損失	1,766	
固定資産等処分損失	0	
減損損失		1,766
価格変動準備金繰入額	4,261	
不動産圧縮損	3,033	
社会厚生事業増進助成金	55,868	
税法	333	
税法	582	
税引前当期純利益		64,079
人税及び住民税額	256,141	
人税額	36,653	
人税額	△ 14,317	
人税額	22,336	
当期純利益	233,805	

損益計算書の注記

1. 子会社等との取引による収益の総額は、17,732百万円、費用の総額は、34,668百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券523百万円、株式等3,976百万円、外国証券17,135百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券362百万円、株式等605百万円、外国証券31,110百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等366百万円、外国証券11,168百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は42百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は7,946百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が161,312百万円含まれております。
5. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—
遊休不動産等	17 件	714	2,319	3,033
合 計	17 件	714	2,319	3,033

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.97%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

平成28年度（平成28年4月1日から）基金等変動計算書

(単位:百万円)

基 金	基 金 償 却 金 積 立 金 再評 価 積 立 金	損失補 償 準備 金	基 金 等						評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資 産 合 計						
			剩 余 金			そ の 他			評 価 ・ 換 算 差 額 等										
			基 金 償 却 金 積 立 金 再評 価 積 立 金	基 金 償 却 金 積 立 金 再評 価 積 立 金	不動産 用繕 立金	特別 準備 金	別途 積立金	当期 未処分 剰余金	基 金 等 基 合 計	基 金 等 基 合 計	基 金 等 基 合 計	基 金 等 基 合 計							
当期首残高	260,000	470,000	452	9,883	132,000	29,764	48	100,000	25,123	2,000	85	220,625	519,529	1,249,982	2,288,005	38,659	119,894	2,446,559	3,696,542
当期変動額																			
基金の導集	100,000																		100,000
社員配当準備金の積立																			△165,707
損失補償準備金の積立							504												△165,707
基金償却積立金の積立				50,000															50,000
基金利息の支払																			△2,101
当期純剰余																			△2,101
基金の償却	△50,000																		233,805
基金償却準備金の積立								52,000										233,805	
基金償却準備金の取崩								△50,000										△50,000	
社会厚生事業増進積立金の積立																			△52,000
社会厚生事業増進積立金の取崩																			△52,000
不動産正縮積立金の積立																			△53
不動産正縮積立金の取崩																			△53
土地再評価差額金の取崩																			582
基金等以外の項目の変動額(純額)	50,000	50,000	—	504	2,000	—	△29	—	△240	—	—	16,631	18,865	245,845	△783	△2,868	242,193	242,193	
当期変動額合計	310,000	520,000	452	10,387	134,000	29,764	18	100,000	24,882	2,000	85	237,256	538,395	1,368,848	2,533,850	37,876	117,025	2,688,753	4,057,601
当期末残高																			

平成28年度(平成28年4月1日から) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目		金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金		237,256,786,106
任 意 積 立 金 取 崩 額		2,245,969,563
不 動 产 压 縮 積 立 金 取 崩 額	2,245,969,563	
計		239,502,755,669
剩 余 金 処 分 額		239,502,755,669
社 員 配 当 準 備 金	169,815,111,723	
差 引 純 剰 余 金		69,687,643,946
損 失 填 補 準 備 金	515,000,000	
基 金 利 息	1,846,000,000	
任 意 積 立 金	67,326,643,946	
基 金 償 却 準 備 金	62,000,000,000	
社会厚生事業増進積立金	582,910,000	
不 動 产 压 縮 積 立 金	4,743,733,946	

平成28年度(平成29年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	505,583	保険契約準備金	34,302,037
コールローン	90,000	支払備金	732,370
買入金銭債権	220,118	責任準備金	33,332,707
金銭の信託	200	社員配当準備金	236,959
価証券	32,046,079	代理店借入債	2,990
貸付金	5,422,653	再保険借入債	815
有形固定資産	923,175	社債	409,753
土地	617,501	その他負債	531,235
建物	295,568	退職給付に係る負債	8,769
リース資産	612	偶発損失引当金	1
建設仮勘定	3,239	価格変動準備金	578,227
その他の有形固定資産	6,253	繰延税金負債	433,794
無形固定資産	517,358	再評価に係る繰延税金負債	79,910
ソフトウェア	59,942	支払承諾	20,888
のれん	155,799	負債の部合計	36,368,425
その他の無形固定資産	301,615	(純資産の部)	
代理店貸	1,592	基 金	310,000
再保険貸	120,163	基 金 償却積立金	520,000
その他資産	455,560	再評価積立金	452
退職給付に係る資産	92,747	連 結 剰余金	514,726
繰延税金資産	2,498	基 金 等 合 計	1,345,179
支払承諾見返	20,888	その他有価証券評価差額金	2,542,572
貸倒引当金	△5,848	繰延ヘッジ損益	39,643
		土地再評価差額金	117,025
		為替換算調整勘定	△19,750
		退職給付に係る調整累計額	15,701
		その他の包括利益累計額合計	2,695,192
		非支配株主持分	3,974
		純資産の部合計	4,044,345
資産の部合計	40,412,770	負債及び純資産の部合計	40,412,770

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結実質子会社数 17 社 主要な連結実質子会社は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda Realty USA Incorporated であります。</p> <p>主要な非連結実質子会社は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結実質子会社は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結実質子会社数 0 社 (2)持分法適用の関連会社数 10 社 主要な持分法適用の関連会社は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S. A.、TUIR Warta S. A.、Thai Life Insurance Public Company Limited であります。</p> <p>Thai Life Insurance Public Company Limited 傘下 1 社について、重要性が低下したため当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>TU Europa S. A. 傘下 1 社について、売却を行ったことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(3)持分法を適用していない非連結実質子会社（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）および関連会社については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項	海外の連結実質子会社の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第21号「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金銭の信託の評価は時価法によっております。
4. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
5. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

6. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。海外の連結実質子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、海外の連結実質子会社の資産、負債、収益および費用は、海外の連結実質子会社の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

8. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46百万円であります。

9. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

10. 当社の偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関する将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
11. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
12. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、平成 21 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しておらず、業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成 14 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
13. 当社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、平成 8 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定期率 2.75% を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの(平成 19 年度から 3 年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成 22 年度以降も年金開始の都度積立て)が含まれております。

また、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、変額保険および平成 7 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として平成 26 年度において積み立てたものが含まれております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

14. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の海外の連結実質子会社の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。

16. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサーブラスを健全性指標の一つとして捉え、サーブラスの変動性(リスク)に着目するサーブラス・マネジメント型 ALM によっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の海外の連結実質子会社が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社および一部の海外の連結実質子会社が保有する有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社および一部の海外の連結実質子会社の社債のうち、変動金利や外貨建のものは、金利の変動リスクや為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サーブラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR 手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況

は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理小委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、資産運用会議（経営会議）等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社および連結実質子会社では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	505, 583	505, 583	-
その他有価証券(譲渡性預金)	49, 996	49, 996	-
買入金銭債権	220, 118	230, 634	10, 516
満期保有目的の債券	197, 150	207, 666	10, 516
その他有価証券	22, 968	22, 968	-
金銭の信託	200	200	-
その他有価証券	200	200	-
有価証券	31, 413, 526	33, 554, 677	2, 141, 150
売買目的有価証券	1, 570, 297	1, 570, 297	-
満期保有目的の債券	4, 540, 468	5, 354, 192	813, 723
責任準備金対応債券	7, 250, 615	8, 578, 042	1, 327, 426
その他有価証券	18, 052, 144	18, 052, 144	-
貸付金	5, 422, 653	5, 727, 460	304, 807
保険約款貸付	264, 389	264, 389	-
一般貸付	5, 158, 264	5, 463, 071	304, 807
貸倒引当金(*1)	△4, 422	-	-
	5, 418, 230	5, 727, 460	309, 229
社債	409, 753	439, 662	29, 908
債券貸借取引受入担保金	130, 034	130, 034	-
金融派生商品(*2)	22, 324	22, 324	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(366)	(366)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	22, 691	22, 691	-

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似して

いるものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前 1 カ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、632,552 百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について 34 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。

なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

連結会計年度末日の市場価格等または情報ベンダーが提供する価格によっております。

②債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 3,419 百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,837,880	4,568,480	730,600
	②社債	575,168	651,759	76,590
	③その他	269,112	287,460	18,348
	合計	4,682,161	5,507,700	825,539
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	934	917	△17
	②社債	2,800	2,780	△19
	③その他	51,723	50,461	△1,262
	合計	55,457	54,158	△1,298

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	①国債・地方債等	7,212,028	8,536,231	1,324,203
	②社債	37,687	40,912	3,225
	③その他	-	-	-
	合計	7,249,715	8,577,144	1,327,428
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	900	898	△1
	③その他	-	-	-
	合計	900	898	△1

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は 766,436 百万円であり、売却益の合計額は 23,968 百万円、売却損の合計額は 32,216 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取 得原価または償却原価を超 えるもの	(1)株式	1,573,734	3,927,201	2,353,466
	(2)債券	4,708,985	5,166,736	457,750
	①国債・地方債等	3,432,103	3,812,161	380,057
	②社債	1,276,882	1,354,574	77,692
	(3)その他	4,890,844	5,702,478	811,633
	合計	11,173,565	14,796,416	3,622,851
連結貸借対照表計上額が取 得原価または償却原価を超 えないもの	(1)株式	96,754	91,605	△5,149
	(2)債券	218,187	216,324	△1,862
	①国債・地方債等	249	238	△10
	②社債	217,938	216,085	△1,852
	(3)その他	3,107,669	3,020,963	△86,706
	合計	3,422,611	3,328,892	△93,718

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

なお、当社は、外貨建その他有価証券のうち債券について、円相場の著しい上昇により生じた換算差額を有価証券評価損として計上しておりますが、この計上の要否を判定するにあたり、当連結会計年度より、連結会計年度末日の為替相場による方法から、連結会計年度末前 1 カ月の平均相場による方法に変更しております。この変更による損益への影響はありません。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について 462 百万円減損処理を行っております。

(注 3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	505,382	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	220,118
金銭の信託	200	-	-	-	-	-
貸付金(*)	484,298	845,903	617,522	547,955	837,026	1,824,231
有価証券						
満期保有目的の債券	124,610	334,382	373,054	398,961	820,370	2,486,290
責任準備金対応債券	-	10,238	109,978	190,714	94,984	6,844,699
その他有価証券の うち満期があるもの	522,733	1,407,361	2,702,077	2,080,042	917,115	5,440,417
合計	1,637,225	2,597,886	3,802,632	3,217,673	2,669,497	16,815,756

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない 1,305 百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	-	-	-	30,120	-	379,632
債券貸借取引受入 担保金	130,034	-	-	-	-	-
合計	130,034	-	-	30,120	-	379,632

17. 当社および一部の連結実質子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しております、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 577,890 百万円、時価は 690,327 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。
18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、31,398 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 4,362 百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額 44 百万円、延滞債権額 1 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 27,036 百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は、417,467 百万円であります。
20. 一部の海外の連結実質子会社が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 貸付金 | 775 百万円 |
|-----|---------|
21. 保険業法第 118 条第 1 項の規定による特別勘定の資産の額は、809,841 百万円であります。
- なお、同勘定の負債の額も同額であります。
22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|-------------|
| 当連結会計年度期首現在高 | 240,902 百万円 |
| 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 165,707 百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 169,832 百万円 |
| 利息による増加等 | 182 百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 236,959 百万円 |
23. 保険業法第 60 条の規定により基金を 100,000 百万円新たに募集いたしました。
24. 基金を 50,000 百万円償却したことにより、同額を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
25. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 1,144 百万円、有価証券 6,944 百万円、貸付金 73,656 百万円であります。
26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は、1,516,369 百万円であります。
27. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、57,464 百万円であります。
28. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債 379,632 百万円を含んでおります。
29. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 49,705 百万円であります。
- なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の海外の連結実質子会社は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結実質子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	373,704 百万円
勤務費用	11,920 百万円
利息費用	4,984 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△147 百万円
退職給付の支払額	△30,372 百万円
その他	1,785 百万円
期末における退職給付債務	361,874 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	398,554 百万円
期待運用収益	6,920 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	42,103 百万円
事業主からの拠出額	12,102 百万円
退職給付の支払額	△15,195 百万円
その他	1,368 百万円
期末における年金資産	445,853 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	353,057 百万円
年金資産	△445,853 百万円
非積立型制度の退職給付債務	△92,795 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,816 百万円
退職給付に係る負債	△83,978 百万円
退職給付に係る資産	8,769 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△92,747 百万円
△83,978 百万円	△83,978 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	11,920 百万円
利息費用	4,984 百万円
期待運用収益	△6,920 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	25,293 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△860 百万円
その他	272 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	34,690 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	67,578 百万円
過去勤務費用	△858 百万円
合計	66,719 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	17,826 百万円
未認識過去勤務費用	4,270 百万円
合計	22,097 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.4%
株式	38.0%
生命保険一般勘定	29.0%
共同運用資産	21.0%
現金及び預金	1.4%
その他	4.3%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 48.3% 含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の海外の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率

国内	0.9%
海外	4.3～4.4%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	4.2～7.7%

(3) 確定拠出制度

当社および連結実質子会社の確定拠出制度への要拠出額は、2,382百万円であります。

31. 非連結実質子会社および関連会社の株式等は、166,644百万円であります。

32. 繰延税金資産の総額は、686,498百万円、繰延税金負債の総額は、1,110,685百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、7,108百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金433,054百万円および価格変動準備金161,585百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額952,346百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は28.20%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△18.32%であります。

平成28年度(平成28年4月1日から)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	3,875,469
保 資 産 利 有 価 値 の 特 別 そ の 他	2,866,387 871,417 772,142 23,968 57,323 2,175 15,807 137,663
経 常 費 用	3,560,586
保 保 年 給 解 責 任 支 責 社 資 事 そ の 他	2,383,208 635,367 697,062 501,942 454,118 94,717 331,822 7,151 324,535 135 197,070 29,114 32,216 12,137 4,433 88,918 399 1,801 9,513 18,534 439,743 208,741
経 常 利 益	314,883
特 別 利 益	2,045
固 定 資 産 等 处 分 偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	2,045 0
特 別 損 失	64,510
固 定 資 産 等 处 分 減 損 額 格 変 動 準 備 金 繰 入 不 動 產 圧 縮 社 會 厚 生 事 業 増 進 助 成 そ の 他 特 別 損	4,317 3,152 56,121 333 582 1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余	252,418
法 人 税 及 び 住 民 税 調 整 額 計 余 額	38,003 △10,193 27,809 224,608 878 223,730
法 人 税 等 合 计 余 額	
法 人 税 等 純 剰 余 額	
当 期 純 剰 余 額	
非支配株主に帰属する当期純剰余額	
親会社に帰属する当期純剰余額	

連結損益計算書の注記

- 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 資産のグルーピング方法

当社および一部の連結実質子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

- (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	件 数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	0 件	—	—	—
遊休不動産等	22 件	714	2,438	3,152
合 計	22 件	714	2,438	3,152

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.97%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

平成28年度（平成28年4月1日から）連結基金等変動計算書

その他の包括利益累計額								純資産合計
基 金	基 金 基 金 償 却 積 立 金	基 金 連 結 剩 余 金	基 金 等 合 計	そ の 他 有 価 證 券 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
当期首残高	260,000	470,000	452	506,083	1,236,536	2,291,022	38,659	119,894
当期変動額								
基金の募集	100,000			100,000				
社員配当準備金の積立			△165,707	△165,707				△165,707
基金償却積立金の積立		50,000		50,000				50,000
基金利息の支払			△2,101	△2,101				△2,101
親会社に帰属する当期純剰余			223,730	223,730				223,730
基金の償却	△50,000			△50,000				△50,000
基金償却準備金の取崩			△50,000	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩			2,868	2,868				2,868
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△147	△147				△147
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	50,000	50,000	—	8,642	108,642	251,549	983	△2,868
当期変動額合計						251,549	983	47,901
当期末残高	310,000	520,000	452	514,726	1,345,179	2,542,572	39,643	117,025
						△19,750	15,701	2,695,192
								3,974
								4,044,345

(単位:百万円)

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 15 日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 德 田 省 三 ㊞
業務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 萩 輪 康 喜 ㊞
業務 執 行 社 員

当監査法人は、保険業法第 54 条の 4 第 2 項第 1 号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 15 日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 德田省三㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁谷恵嗣㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萩輪康喜㊞

当監査法人は、保険業法第 54 条の 10 第 4 項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第 53 条の 30 第 1 項第 1 号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第 27 条の 7 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 16 日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員	落合誠一	印
監査委員	木瀬照雄	印
監査委員	須田美矢子	印
監査委員	北村敬子	印
監査委員	古城謙治	印

（注）監査委員 落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子および北村敬子は、保険業法第 53 条の 2 第 5 項および第 53 条の 24 第 3 項に規定する社外取締役であります。

2. 相互会社制度運営に関する報告の件

■ 総代会

総代会は、保険業法（第42条第1項）の規定に基づいて、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第14条）において222名と定めています。総代定数222名のうち200名については、①地域別選出による定数120名（社員数に比例して全都道府県から1名以上を選考）、②地域別選出によらない定数80名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22名については、総代選出プロセスの多様化を図り透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において、会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の7月末日現在の社員数）の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数222名のうち200名については、2年毎に定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、選考委員会といいます。）は、同委員会が定めた「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

選考委員会が定めた総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・当社の社員であること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわし

い見識を有していること

- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

(1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

(2) 総代候補者の資格要件

- ・当社の社員（ご契約者）であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
- ・総代会に出席可能であること
- ・他社の総代に就任していないこと

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は次のとおりです。

(1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日現在、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であることを要します。

(2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。
- ・立候補者数が選出数22名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。

<地域ブロック別定員数>

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
計		22名

■ 評議員会の開催

平成 28 年 7 月 5 日開催の第 69 回定期総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第 39 回評議員会(平成 28 年 11 月 22 日)

- ①平成 28 年度上半期報告について
- ②次期中期経営計画の検討状況について

第 40 回評議員会(平成 29 年 2 月 14 日)

- ①平成 28 年決算見通しについて
- ②次期中期経営計画の概要について
- ③E R M の経営への活用に向けた取組みについて

また、平成 29 年 6 月 23 日に開催予定の第 41 回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①平成 28 年度決算の概要について
- ②資産運用ガバナンスについて
- ③第 70 回定期総代会決議事項について
- ④平成 28 年度開催の「お客さま懇談会」で出されたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項について

■ お客さま懇談会の開催

平成 28 年度の「お客さま懇談会」は、平成 29 年 1 月から同年 3 月にかけて、全国の支社等 92 会場で開催し、89 名の総代を含む 2,162 名のお客さまにご出席いただきました。平成 28 年度は、「平成 28 年度上半期報告の概要」「中長期的な経営の方向性」「社会貢献活動の取組み」等についてご説明し、ご出席のお客さまより 7,751 件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

お客さまから寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を「『お客さま懇談会』で寄せられたご意見・ご要望等について」(冊子)としてご出席いただいたお客さまにお届けしています。

決 議 事 項

総 代 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 平成28年度剩余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項46頁に記載のとおりであります。

平成28年度未処分剩余金は2,372億5,678万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額22億4,596万円を加え、剩余金処分額を2,395億275万円といたしたいと存じます。

このうち、1,698億1,511万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剩余金のうち、5億1,500万円を損失填補準備金として積み立て、18億4,600万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金といたしたいと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金620億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。この結果、次期繰越剩余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第121条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「平成28年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「平成28年度末におけるすべての社員に対する剩余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
2. 平成28年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（78～98頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 基金募集および定款一部変更の件

1. 自己資本を充実させ、経営基盤をよりいっそう強固なものとするため、新たに 500 億円の基金を募集することとし、あわせて次の定款変更を行なうものであります。

(1) 基金の募集に伴う変更

上記基金の募集に伴い、基金の総額等に関する規定の変更を行なうものであります。

(2) 取締役会への書面・電磁的記録による決議導入に伴う変更

取締役会の決議方法について、書面または電磁的記録による決議を可能とするため、保険業法 53 条の 16 (会社法 370 条を準用) により必要とされる定款の規定を新設するものであります。

2. 定款変更案

(下線は変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第2章 基 金 〔基金の総額〕</p> <p>第5条 当会社の基金の総額(基金償却積立金を含む。)は、<u>8300</u>億円とする。</p> <p>第6章 取締役および取締役会 〔決議方法〕</p> <p>第34条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその過半数をもってこれを決する。 <u>(新設)</u></p>	<p>第2章 基 金 〔基金の総額〕</p> <p>第5条 当会社の基金の総額(基金償却積立金を含む。)は、<u>8800</u>億円とする。</p> <p>第6章 取締役および取締役会 〔決議方法〕</p> <p>第34条 1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその過半数をもってこれを決する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>平成 29 年度に基金を募集することに伴い、基金の総額の変更を行なうものであります。</p> <p>取締役会の決議方法について、書面または電磁的記録による決議を可能とするため、保険業法 53 条の 16 (会社法 370 条を準用) により必要とされる定款の規定を新設するものであります。</p>
<p>第10章 計 算 〔損失墳補準備金〕</p> <p>第54条 当会社は、損失墳補準備金を<u>8300</u>億円まで積み立てるものとする。</p>	<p>第10章 計 算 〔損失墳補準備金〕</p> <p>第54条 当会社は、損失墳補準備金を<u>8800</u>億円まで積み立てるものとする。</p>	<p>平成 29 年度に基金を募集することに伴い、損失墳補準備金について、変更を行なうものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>附 則</p> <p>〔平成 28 年度の基金の拠出者の権利に関する事項〕</p> <p>第 5 条 1. 平成 28 年度の基金の拠出者に対しては、第 6 条第 1 項の基金の償却を基金拠出の日から 5 年以内に行なう。</p> <p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附 則</p> <p>〔平成 28 年度の基金の拠出者の権利に関する事項〕</p> <p>第 5 条 1. 平成 28 年度の基金の拠出者に対しては、第 6 条第 1 項の基金の償却を基金拠出の日から 5 年以内に行なう。</p> <p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除する。<u>この場合において、以下の条数は繰り上げる。</u></p> <p><u>〔平成 29 年度の基金の拠出者の権利に関する事項〕</u></p> <p><u>第 6 条 1. 平成 29 年度の基金の拠出者に対しては、第 6 条第 1 項の基金の償却を基金拠出の日から 5 年以内に行なう。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除する。</u></p>	<p>次条として第 6 条を定めるため、基金の償却の時をもって条数の繰り上げの定款変更の効力が生じる旨を本条末尾に規定するものであります。</p> <p>平成 29 年度に基金を募集することに伴い、基金の償却についての事項を規定するものであります。なお、基金の償却の時をもって本条削除の定款変更の効力が生じます。</p>

第3号議案 評議員承認の件

評議員の任期満了（本総代会終結時）に伴い、定款第26条および第27条、同附則第1条の規定により評議員19名の承認をお願いするものであります。

評議員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分は次のとおりであります。

評議員候補者（敬称略・五十音順）

氏名	職業	区分
秋山弘子	東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授	重任
阿南久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事	重任
上村協子	東京家政学院大学 教授	重任
上村達男	早稲田大学 教授	重任
大塚紀男	日本精工株式会社 取締役会長	重任
小川是	株式会社横浜銀行 特別顧問	重任
沖野眞巳	東京大学大学院 教授	重任
小倉利之	芙蓉総合リース株式会社 特別顧問	重任
小野由理	株式会社三菱総合研究所 オープンイノベーションセンター長	重任
恩藏直人	早稲田大学 教授	重任
木村恵司	三菱地所株式会社 取締役	重任
佐藤健	三菱製紙株式会社 特別顧問	重任
中浜隆	小樽商科大学 教授	重任
西川聰	株式会社滋賀銀行 監査役	重任
宮島司	慶應義塾大学 名誉教授	重任
宮原耕治	日本郵船株式会社 相談役	重任
山内隆司	大成建設株式会社 取締役会長	重任
山木利満	小田急電鉄株式会社 取締役会長	新任
山崎彰三	公認会計士	新任

（注）職業は、平成29年5月17日現在であります。

第4号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、山下敏彦、井福正博、古城謙治、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の10氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、秋田正紀氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
すず き のぶ や 鈴 木 伸 弥 (昭和30年5月21日)	昭和54年4月 安田生命保険相互会社入社 平成20年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長委嘱 平成22年4月 同 常務執行役 平成25年7月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 現在に至る <重要な兼職> 株式会社千葉興業銀行 監査役 なお、鈴木伸弥氏においては、平成29年6月28日付で株式会社 千葉興業銀行の監査役を退任、また、平成29年6月27日付で 株式会社ほくほくフィナンシャルグループの取締役に就任する 予定です

【取締役候補者とした理由】

鈴木伸弥氏は、これまでの当社個人営業部門、リスク管理統括部、商品部等における経験等により、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成25年より取締役会長 代表執行役として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
ねぎしあきお 根岸秋男 (昭和33年10月31日)	<p>昭和56年4月 明治生命保険相互会社入社 平成21年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長委嘱 平成23年4月 同 執行役 平成24年4月 同 常務執行役 平成25年7月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 株式会社ニコン 取締役 一般社団法人生命保険協会 会長</p>

【取締役候補者とした理由】

根岸秋男氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成25年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

やまとしとしひこ 山下敏彦 (昭和30年12月25日)	<p>昭和54年4月 明治生命保険相互会社入社 平成22年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長委嘱 平成24年4月 同 執行役 平成24年7月 同 常務執行役 資産運用部門長委嘱 平成26年4月 同 専務執行役 資産運用部門長委嘱 平成28年4月 同 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 平成28年7月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 現在に至る</p> <p><重要な兼職> 株式会社山口銀行 取締役 タランクス・インターナショナル株式会社 監査役</p>
---------------------------------------	--

【取締役候補者とした理由】

山下敏彦氏は、これまでの当社資産運用部門等を中心とした経験等により、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成28年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
い　ふく　まさ　ひろ 井　福　正　博 (昭和 33 年 6 月 9 日)	<p>昭和 56 年 4 月 安田生命保険相互会社入社 平成 23 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 　　証券運用部長委嘱 平成 25 年 4 月 同 執行役 平成 25 年 7 月 同 常務執行役 平成 27 年 4 月 同 専務執行役 平成 28 年 4 月 同 執行役副社長 平成 28 年 7 月 同 取締役 執行役副社長 　　現在に至る</p>
【取締役候補者とした理由】	
<p>井福正博氏は、これまでの当社個人営業部門、証券運用部等における経験等により、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>平成 28 年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。</p>	
こ　じょう　けん　じ 古　城　謙　治 (昭和 31 年 4 月 29 日)	<p>昭和 55 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 平成 23 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 　　検査部長委嘱 平成 26 年 4 月 同 常任顧問 平成 26 年 7 月 同 取締役 　　監査委員 　　現在に至る</p>
【取締役候補者とした理由】	
<p>古城謙治氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、内部監査部等における経験等により、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>平成 26 年より常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監督しており、引き続き取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>		
はつとりしげひこ 服部重彦 (昭和 16 年 8 月 21 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 5 年 【取締役会への出席状況】 13/13 回	昭和 39 年 4 月 株式会社島津製作所入社 平成 5 年 6 月 同 取締役 平成 9 年 6 月 同 常務取締役 平成 15 年 6 月 同 代表取締役社長 平成 21 年 6 月 同 代表取締役会長 平成 24 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 平成 26 年 7 月 同 取締役 報酬委員長 現在に至る 平成 27 年 6 月 株式会社島津製作所 相談役 現在に至る	<重要な兼職> 株式会社島津製作所 相談役 田辺三菱製薬株式会社 取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 取締役	

【社外取締役候補者とした理由】

服部重彦氏は、株式会社島津製作所社長のほか、田辺三菱製薬株式会社等の社外役員や一般社団法人日本分析機器工業会会长等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成 24 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】

服部重彦氏が株式会社島津製作所の取締役在任中、同社は平成 25 年 1 月に防衛省に対し航空機器に関する費用を過大に請求していた案件があることが判明し、防衛省から指名停止措置を受けました。なお、同社は平成 26 年 3 月に過大請求に係る返納金を納付し、指名停止措置は解除されております。

また、同社は、平成 28 年 5 月に防衛省との航空機用補助動力装置の修理契約において、所定の手続きを経なければ本来使用できない部品を修理して取り付けるなどといった不適切な行為を行なっていたことを自発的に申告し、その事実について防衛省より、平成 29 年 6 月 9 日より平成 29 年 9 月 22 日までの期間、指名停止措置を受けました。

おちあいせいいち 落合誠一 (昭和 19 年 4 月 10 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 5 年 【取締役会への出席状況】 13/13 回	昭和 56 年 4 月 成蹊大学法学部 教授 平成 2 年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 教授 平成 19 年 4 月 中央大学法科大学院 教授 平成 19 年 4 月 弁護士登録 平成 19 年 6 月 東京大学 名誉教授 現在に至る 平成 24 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 平成 26 年 7 月 同 取締役 監査委員長 指名委員 現在に至る	<重要な兼職> 弁護士 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役	
--	---	---	--

【社外取締役候補者とした理由】

落合誠一氏は、会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、日本電信電話株式会社監査役や宇部興産株式会社監査役を務めるなど、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、平成 24 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p>木瀬照雄 (昭和 22 年 4 月 29 日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 3 年</p> <p>【取締役会への出席状況】 13/13 回</p>	<p>昭和 45 年 4 月 東陶機器株式会社（現 TOTO 株式会社）入社 平成 8 年 6 月 同 取締役 平成 12 年 6 月 同 取締役上席常務執行役員 平成 14 年 6 月 同 取締役専務執行役員 平成 15 年 6 月 同 代表取締役社長 平成 21 年 4 月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長 平成 26 年 4 月 同 取締役相談役 平成 26 年 6 月 同 相談役 現在に至る 平成 26 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 TOTO 株式会社 相談役</p> <p>なお、木瀬照雄氏は、平成 29 年 6 月 27 日付で TOTO 株式会社の相談役を退任し、特別顧問に就任する予定です</p>

【社外取締役候補者とした理由】

木瀬照雄氏は、TOTO 株式会社社長のほか、西日本鉄道株式会社等の社外役員や一般社団法人九州経済連合会の副会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成 26 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

<p>須田美矢子 (昭和 23 年 5 月 15 日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 3 年</p> <p>【取締役会への出席状況】 13/13 回</p>	<p>昭和 63 年 4 月 専修大学経済学部 教授 平成 2 年 4 月 学習院大学経済学部 教授 平成 13 年 4 月 日本銀行政策委員会 審議委員 平成 23 年 5 月 一般財団法人キヤノングローバル 戦略研究所 特別顧問 現在に至る 平成 26 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 報酬委員 監査委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問 富士通株式会社 取締役 宇部興産株式会社 監査役</p>
--	---

【社外取締役候補者とした理由】

須田美矢子氏は、経済学者としての幅広い知識に加え、日本銀行政策委員会審議委員や一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問を務めるなど、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、平成 26 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】

須田美矢子氏が取締役を務める富士通株式会社は、平成 28 年 7 月に、東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）が発注する電力保安通信用機器の納入に関する独占禁止法違反行為について、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、必要な対応についてすべて完了しております。また、平成 29 年 2 月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の納入に関して独占禁止法に違反する行為があったことについて、公正取引委員会より認定を受けました。なお、本案件については、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれの命令も受けおりません。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
きた むら けい こ 北 村 敬 子 (昭和 20 年 11 月 21 日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 2 年 【取締役会への出席状況】 13/13 回	昭和 56 年 4 月 中央大学商学部 教授 平成 9 年 11 月 同 商学部長 平成 16 年 4 月 同 副学長 平成 27 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 現在に至る 平成 28 年 4 月 中央大学 名誉教授 現在に至る <重要な兼職> 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役

【社外取締役候補者とした理由】

北村敬子氏は、会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、公益財団法人財務会計基準機構理事や京王電鉄株式会社監査役を務めるなど、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、平成 27 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

あき た まさ き 秋 田 正 紀 (昭和 33 年 12 月 24 日) 社外取締役候補者	昭和 58 年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 平成 3 年 7 月 株式会社松屋入社 平成 11 年 5 月 同 取締役 平成 13 年 5 月 同 常務取締役 平成 17 年 3 月 同 専務取締役 平成 17 年 5 月 同 代表取締役副社長 平成 19 年 5 月 同 代表取締役社長 平成 20 年 5 月 同 代表取締役社長執行役員 現在に至る <重要な兼職> 株式会社ギンザコア 代表取締役会長
---	---

【社外取締役候補者とした理由】

秋田正紀氏は、株式会社松屋社長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要な事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、平成 29 年 5 月 10 日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・社外取締役候補者の選考にあたっては、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 平成 29 年 7 月 4 日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・平成 28 年 12 月 7 日指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は 11 人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外 6 人・社内 5 人とする。
- ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

- ・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
服 部 重 彦 氏	○	○	○	○	○
落 合 誠 一 氏	○	○	○	○	○
木 瀬 照 雄 氏	○	○	○	○	○
須 田 美矢子 氏	○	○	○	○	○
北 村 敬 子 氏	○	○	○	○	○
秋 田 正 紀 氏	○	○	○	○	○

- ・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
 - (2) 直近 3 会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の報酬を受領していないこと
 - (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または 3 親等以内の親族でないこと
 - (4) 直近 3 会計年度以内に、当社年間収入保険料の 2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
 - (5) その総収入もしくは経常収益の 2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと
- ・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等ではなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

6. 当社と社外取締役との間では、保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6 名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

【第1号議案 附属資料】

社員配当金の分配について

第1号議案でご審議いただく「平成28年度剰余金処分案承認の件」に基づく平成29年度社員配当金は次のとおりであります。

1. 個人保険・個人年金保険（除く5年ごと利差配当付保険・3年ごと利差配当付保険・5年ごと配当付保険）

(1) 通常配当

主契約および特約ごとに次のアからエにより計算した金額の合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。また、新養老保険、保障付積立保険、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が500万円未満の平準払契約については零とします。加えて、新養老保険および保障付積立保険については、特約を含めて零とします。

ア. 別表1-1および1-2に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ただし、費差配当において、配当回数第1回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が1,000万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金1万円につき別表2の金額を加えます。

イ. 別表3に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ウ. 昭和56年4月1日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金1万円につき10円の金額

エ. 別表1-1および1-2に掲げる保険種類中、昭和49年から昭和51年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額1,000円につき185円以下の金額

(2) 特別配当

ア. 昭和21年8月11日以後昭和30年3月31日以前に締結された契約

平成29年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法（回数）に応じて責任準備金に67.5%から200%までの率を乗じた金額

イ. 昭和30年4月1日以後に締結された契約

零

2. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当）および特別配当の平成29年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額。ただし、新生存給付金付定期保険特約が付加されている養老保険のうち、平成20年1月2日以後の契約については特約も含めて零とします。また、こども保険(2012)については零とします。

ア. 下表の率(配当基準利回り)から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.65%
一時払養老買増特約	平成11年4月2日以後平成14年7月1日以前の契約	1.50%
	平成14年7月2日以後平成19年4月1日以前の契約	1.15%
	平成19年4月2日以後平成20年4月1日以前の契約	1.50%
	平成20年4月2日以後平成21年4月1日以前の契約	1.25%
一時払終身保険	平成10年7月2日以後平成11年4月1日以前の契約	1.50%
	平成11年4月2日以後平成13年10月1日以前の契約	1.70%
	平成13年10月2日以後平成15年4月1日以前の契約	1.55%
	平成15年4月2日以後平成18年4月1日以前の契約	1.30%
	平成18年4月2日以後平成19年4月1日以前の契約	1.35%
	平成19年4月2日以後平成24年1月1日以前の契約	1.55%
	平成24年1月2日以後平成27年7月1日以前の契約 (注1)	予定利率 +0.05%
	平成27年7月2日以後の契約(注1)	予定利率と同じ
一時払の最終生存者終身保険	平成11年4月2日以後の契約	1.50%
一時払の終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約	平成11年4月2日以後平成25年4月1日以前の契約	1.50%
	平成25年4月2日以後の契約	1.00%
利率変動型一時払通増終身保険(注1) 利率変動型一時払通増終身保険(2016)(注1) 利率変動型一時払定期支払金付終身保険(注1) 利率変動型一時払通増終身保険(介護保障型)(注1)		予定利率と同じ
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前(注1)	予定利率と同じ
	平成21年9月1日以前に年金開始した契約	1.15%
	平成21年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25%
	平成21年9月2日以後平成26年2月28日以前に年金開始または年金開始日を繰下げた契約	1.00%
	平成26年3月1日以後に年金開始または年金開始を繰下げた契約	0.55%
移行特約等(注2)	平成11年4月2日以後平成21年9月1日以前の契約	1.15%
	平成21年9月2日以後の契約	1.00%

			配当基準利回り
一時払特別終身保険	平成18年9月2日以後平成19年4月1日以前の契約		1.40%
	平成19年4月2日以後平成23年11月30日以前の契約		1.50%
	平成23年12月1日以後平成 23年12月31日以前の契約 (注1)	第1保険期間が5年の契約	1.50%
		第1保険期間が10年の契約	予定利率と同じ
	平成24年1月1日以後の契約 (注1)		予定利率と同じ
一時払個人年金保険 一時払特別個人年金保険	平成18年9月2日以後平成19年4月1日以前の契約		1.15%
	平成19年4月2日以後平成21年9月1日以前の契約		1.25% (注3)
	平成21年9月2日以後の契約		1.00%
一時払部分（転換、頭金）*、払済保険*、延長保険*			1.50%
一時払変額個人年金保険の一般 勘定部分（年金開始前）	平成17年1月1日以後平成19年4月1日以前の契約		1.25%
	平成19年4月2日以後平成25年4月1日以前の契約		1.50%
	平成25年4月2日以後の契約		1.00%
一時払変額個人年金保険の一般 勘定部分（年金開始後）	平成19年3月31日以前に年金開始した契約		1.00%
	平成19年4月1日以後平成21年9月1日以前に年金開始し た契約		1.15%
	平成21年9月2日以後平成26年2月28日以前に年金開始 した契約		1.00%
	平成26年3月1日以後に年金開始した契約		0.55%
一時払変額個人年金保険（超過給 付金型、ステップアップ型、超過 給付金型〔II型〕および年金原資 保証型2012）の一般勘定部分	平成26年2月28日以前に据置期間開始または年金開始 した契約		1.00%
	平成26年3月1日以後に据置期間開始または年金開始し た契約		0.55%
個人年金保険（2011）	保険料払込期間が5年のもの		1.60%
	上記以外		1.85%
平準払の介護終身年金保障保険 (年金開始後)	平成24年9月2日以後平成25年4月1日以前の契約		1.65%
	平成25年4月2日以後の契約		1.30%
一時払の介護終身年金保障保険	平成24年9月2日以後の契約 (注1)		予定利率と同じ

*は安田生命保険相互会社のみの保険契約

(注 1) 予定利率は契約日ごとに設定

(注 2) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

(注 3) 年金開始後は 1.15%

なお、契約転換条項による転換契約については、所要の調整を行ないます。

イ. 別表 4 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 平成 29 年度の割り振り累計額

平成 28 年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、平成 29 年度の割り振り額を加えた金額を平成 29 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約（注 4）に対して当該金額を

配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

(注4) 平成29年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、平成9年度契約、平成14年度契約、平成19年度契約および平成24年度契約です。

3. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当）および特別配当の平成29年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の契約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の契約	1.65%
主契約（第1保険期間）	平成12年5月1日以後平成25年4月1以前の契約	1.70%
	平成25年4月2日以後の契約	1.15%
生活サポート特約（年金開始後）	平成16年2月1日以後平成19年4月1以前の契約	1.25%
	平成19年4月2日以後平成25年4月1以前の契約	1.40%
	平成25年4月2日以後の契約	1.30%
新・生活サポート特約（年金開始後）	平成18年12月1日以後平成25年4月1以前の契約	1.40%
	平成25年4月2日以後の契約	1.30%
生活サポート終身年金特約（年金開始後）	平成23年10月2日以後平成25年4月1以前の契約	1.40%
	平成25年4月2日以後の契約	1.30%
一時払の介護保障定期保険特約	平成22年5月1日以後平成25年4月1以前の契約	1.50%
	平成25年4月2日以後の契約	1.00%
移行特約等（注5）	平成12年5月1日以後平成21年9月1以前の契約	1.15%
	平成21年9月2日以後の契約	1.00%

（注5）移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

イ. 別表4に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 平成29年度の割り振り累計額

平成28年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、平成29年度の割り振り額を加えた金額を平成29年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約（注6）に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

（注6）平成29年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、平成14年度契約、平成17年度契約、平成20年度契約、平成23年度契約および平成26年度契約です。

4. 個人保険・個人年金保険（5年ごと配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当および危険差配当）の平成29年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約		1.85%
「終身入院賃増特約、定期保険特約、終身保険特約および介護終身年金給付特約」のうち（充当）一時払	平成21年7月1日以後平成25年4月1日以前の契約	1.50%
	平成25年4月2日以後の契約	1.00%
平準払の介護終身年金給付特約（年金開始後）	平成21年7月1日以後平成25年4月1日以前の契約	1.65%
	平成25年4月2日以後の契約	1.30%
平準払の生活サポート終身年金特約（年金開始後）	平成23年10月2日以後平成25年4月1日以前の契約	1.40%
	平成25年4月2日以後の契約	1.30%
一時払の生活サポート終身年金特約	平成23年10月2日以後平成25年4月1日以前の契約	年金開始前1.50% 年金開始後1.40%
	平成25年4月2日以後の契約	1.00%
家計保障年金特約（年金開始後）	平成26年6月2日以後の契約	1.30%

イ. 別表5に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 平成29年度の割り振り累計額

平成28年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、平成29年度の割り振り額を加えた金額を平成29年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注7）に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

（注7）平成29年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、平成24年度契約です。

5. 団体保険

(1) 団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については、無配当部分を除きます。

(2) 新・団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

(3) 総合福祉団体定期保険（ヒューマン・ヴァリュー特約を含む）

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、総合福祉団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除きます。

(4) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、特約の付加状況に応じた被保険者の集団において危険差損となる集団がある場合は、危険差益となる各集団の危険差益から、危険差損となる集団の危険差損について危険差益となる各集団の危険差益の規模により按分した金額を控除し、その金額を各集団の危険差益とします。ただし、この金額が負値の場合はこれを零とします。

(5) 団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約および総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

- | | |
|--------------------|------------|
| a. 予定利率2.0%以下 | 1.85%－予定利率 |
| b. 予定利率2.0%超3.0%以下 | 1.65%－予定利率 |
| c. 予定利率3.0%超4.0%以下 | 1.50%－予定利率 |
| d. 予定利率4.0%超 | 1.15%－予定利率 |

(6) 団体終身保険（個人扱被保険者）

一時払退職後終身保険に準じます。

(7) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

- ア. 経過責任準備金に「1.85%－予定利率」を乗じた金額
- イ. 危険差益に95%を乗じた金額、または危険差損に100%を乗じた金額

6. 団体年金保険

(1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険（02）、確定給付企業年金保険および国民年金基金保険
経過責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、
移行前期間にについて所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。
ア. 厚生年金基金保険（02）、確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分を除く）

1.76%－予定利率

イ. 確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）

1.15%－予定利率

ウ. 厚生年金基金保険、国民年金基金保険

1.26%－予定利率

なお、厚生年金基金保険および厚生年金基金保険（02）において還元融資を行なった団体について
は、所要の調整を行ないます。

(2) 企業年金保険、新企業年金保険および新企業年金保険（02）

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、
企業年金保険については所要の調整を行ない、また、保険年度中に他商品から移行された場合には、
移行前期間にについて所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア. 利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額

a. 新企業年金保険（02）（特則一般勘定部分を除く） 1.76%－予定利率

b. 新企業年金保険（02）（特則一般勘定部分） 1.15%－予定利率

c. 企業年金保険、新企業年金保険 1.26%－予定利率

イ. 危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に50%から95%までの率を乗じた金
額

ウ. 責任準備金関係損益

(3) 投出型企業年金保険（02）

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、
保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間にについて所要の調整を行ないます。

ア. 利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額

1.35%－予定利率

イ. 危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に50%から95%までの率を乗じた金
額

ウ. 責任準備金関係損益

(4) 団体生存保険および新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 利差配当は、経過責任準備金に「1.26%－予定利率」を乗じた金額

イ. 危険差益に95%を乗じた金額または危険差損に100%を乗じた金額

(5) 予定利率変動型確定投出年金保険

零

7. 財形保険・財形年金保険

(1) 勤労者財産形成給付金保険

経過責任準備金に「下表の率（配当基準利回り）－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

	配当基準利回り
平成25年3月31日以前の契約	1.50%
平成25年4月1日以後の契約	1.25%

(2) 勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険および財形年金積立保険

経過責任準備金に「1.50%－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

(3) 財形年金保険

責任準備金に「1.50%－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険（個人型）

次のアおよびイの合計額

ア. 死亡保険金1万円につき、被保険者の現在年齢に応じて0.1円以上8.2円以下の金額

イ. 入院給付金日額1,000円につき、被保険者の性別、現在年齢および配当回数に応じて250円以上1,330円以下の金額

(2) 医療保障保険（団体型）

団体の規模に応じて、危険差益に25%から70%までの率を乗じた金額

9. 就業不能保障保険

(1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約

契約ごとに計算した、別表1-2に記載する額の合計額

ただし、費差配当において、配当回数第1回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が1,000万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金1万円につき別表2の金額を加えます。また、合計額が負値の場合はこれを零とします。

(2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

(3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

別表1-1

保険種類	費差配当(保険料払込中)	
養老保険	死亡保険金1万円につき	2.5円以上28.5円以下
安田の新・養老保険*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上28.5円以下
新種養老保険*	死亡保険金1万円につき	24円以上55.5円以下
生活設計保険	死亡保険金1万円につき	14円以上28.5円以下
ダイヤmond保険ゴールド	死亡保険金1万円につき	16円以上26.2円以下
オーダー設計の保険*	死亡保険金1万円につき	定期部分 13.5円以下 養老部分 1.5円以上18.5円以下
新種こども保険*	死亡保険金1万円につき	2.8円以上31.4円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)	死亡保険金1万円につき	1円以上13.5円以下
新・定期保険(定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く) *	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
生存給付金付終身保険	次の(1)および(2)の合計額 (1) 第2保険期間の死亡保険金1万円につき (2) 保険料1万円につき	1.75円以上19.5円以下 150円以下
終身保険	死亡保険金1万円につき	2.5円以上12円以下
定期付終身保険*	死亡保険金1万円につき	42.5円以上66.5円以下
特種終身保険*	死亡保険金1万円につき	65.5円以上76円以下
新・終身保険*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上12円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	死亡保険金1万円につき	8円
介護年金付終身保険	保険料払込終了直前の死亡保険金1万円につき	1.25円以上
特別終身保険(重度介護年金型) *	基本保険金1万円につき	8円
生存給付金付定期保険	死亡保険金1万円につき	1.471円以上8円以下
祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき	4.5円以下
新・祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき	0.2円
医療給付つき女性保険*	死亡保険金1万円につき	0.1円以上4.5円以下
最終生存者終身保険	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
変額保険	基本保険金1万円につき	0円
変額保険(終身型) *	死亡保険金1万円につき	0円
特定疾病保障定期保険	死亡保険金1万円につき	4.5円以下
特定疾病保障終身保険*	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
新増定期保険	基本保険金1万円につき	0円

(注) 1. 表中*印は安田生命保険相互会社のみの保険契約を示しております(以下同様)。

2. ダイヤmond保険ゴールド、生存給付金付終身保険および家族保障特約(昭和53年6月26日以後に締結されたもの)には、災害疾病関係配当を含みます。
3. 移行特約とは、年金移行特約、夫婦年金移行特約、介護保障移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指します。

別表1-1（続）

利 差 配 当 等	危 險 差 配 当
責任準備金に次の率を乗じた金額	
(1) 下記以外の契約	(1) 危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額
ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類 1.85%－予定利率	ただし、定期付終身保険（連生）*、特種終身保険（連生）*および新種こども保険*においては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例示する金額との合計額
イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類 1.65%－予定利率	
ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類 1.50%－予定利率	
エ. 予定利率が4.0%超の保険種類 1.15%－予定利率	
(2) 新養老保険のうち一時払の以下の契約	
平成7年9月2日以後、平成14年7月1日以前の契約 1.50%－予定利率	
平成14年7月2日以後、平成18年4月1日以前の契約 1.00%－予定利率	
平成18年4月2日以後、平成19年1月1日以前の契約 1.10%－予定利率	
平成19年1月2日以後、平成20年4月1日以前の契約 1.50%－予定利率	
平成20年4月2日以後、平成21年4月1日以前の契約 1.25%－予定利率	
平成21年4月2日以後、平成22年4月1日以前の契約 1.10%－予定利率	
平成22年4月2日以後の契約 1.00%－予定利率	
(3) 個人年金保険のうち一時払の以下の契約	
平成10年4月2日以後、平成14年7月1日以前の契約 1.25%－予定利率	
平成14年7月2日以後、平成19年4月1日以前の契約 1.00%－予定利率	
平成19年4月2日以後、平成21年9月1日以前の契約 年金開始前 1.25%－予定利率 年金開始後 1.15%－予定利率	
平成21年9月2日以後の契約 1.00%－予定利率	
(4) 終身保険のうち一時払の以下の契約	
平成10年7月2日以後、平成11年4月1日以前の契約 2.05%－予定利率	
平成11年4月2日以後、平成15年4月1日以前の契約 1.55%－予定利率	
平成15年4月2日以後、平成19年4月1日以前の契約 1.30%－予定利率	
平成19年4月2日以後の契約 1.55%－予定利率	
(5) 介護年金付終身保険および最終生存者終身保険のうち一時払の以下の契約	
平成11年4月2日以後の契約 1.50%－予定利率	
(6) 養老買増特約のうち一時払の以下の契約	
平成11年4月2日以後、平成14年7月1日以前の契約 1.50%－予定利率	
平成14年7月2日以後、平成19年4月1日以前の契約 1.10%－予定利率	
平成19年4月2日以後、平成20年4月1日以前の契約 1.50%－予定利率	
平成20年4月2日以後、平成21年4月1日以前の契約 1.25%－予定利率	
(7) 終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払の以下の契約	
平成11年4月2日以後平成25年4月1日以前の契約 1.50%－予定利率	
平成25年4月2日以後の契約 1.00%－予定利率	

区分	保険契約締結日	性別	現 在 年 齡							
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	昭和39年3月31日以前	男	—	—	—	—	—	67.2	145.4	304.0
		女	—	—	—	—	—	86.2	193.8	431.6
2	昭和39年4月1日以後 昭和44年5月31日以前	男	—	—	—	—	—	45.6	97.7	203.4
		女	—	—	—	—	—	64.0	149.1	344.9
3	昭和44年6月1日以後 昭和49年5月1日以前	男	—	—	—	—	14.7	33.8	87.6	231.3
		女	—	—	—	—	21.6	51.9	134.6	355.6
4	昭和49年5月2日以後 昭和51年3月1日以前	男	—	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8
		女	—	—	—	—	14.6	28.1	71.1	184.5
5	昭和51年3月2日以後 昭和56年4月1日以前	男	—	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8
		女	—	—	—	—	8.9	13.6	31.1	74.9
6	昭和56年4月2日以後 昭和60年4月1日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3
		女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4
7	昭和60年4月2日以後 平成2年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6
		女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3
8	平成2年4月2日以後 平成8年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0
		女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2
9	平成8年4月2日以後 平成19年4月1日以前	男	0.2	3.1	1.2	1.5	6.1	19.3	28.6	28.6
		女	0.2	0.4	0.4	1.0	3.7	9.1	13.4	13.4
10	平成19年4月2日以後	男	0.1	0.3	0.6	0.7	4.7	1.8	5.0	5.0
		女	0.1	0.2	0.7	0.5	2.0	1.2	1.7	1.7

- (注)
- 平成6年4月1日以前に締結された生存給付金付終身保険については、上表区分5を適用します。
 - 高齢者重度介護年金付終身保険については、上表区分7を適用します。
 - 上記に関わらず、更新済の定期保険特約等については零とします。
 - 上記に関わらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更された養老買増特約および終身買増特約については零とします。
 - 平成8年4月2日以後平成13年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、上表区分9に所要の調整を行ないます。
 - 終身年金保険*については、上記区分2を適用します。
 - 一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約には、危険差配当はありません。
 - 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*および特定疾病保障終身特約*については下表に例示する金額

保険契約締結日	性別	現 在 年 齡							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
平成19年4月1日以前	男	0.1	2.1	0.6	5.3	14.6	10.4	28.4	124.1
	女	0.0	0.2	0.6	1.4	4.3	7.9	59.1	204.4
平成19年4月2日以後	男	0.2	0.4	0.6	1.5	4.8	10.3	26.9	63.7
	女	0.2	0.2	0.6	1.6	4.6	7.7	17.4	25.3

*平成8年4月2日以後平成13年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、所要の調整を行ないます。

別表1-1（続）

保険種類	費差配当（保険料払込中）	
割増特約	死亡保険金1万円につき	18.5円
定期保険特約	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
収入保障特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき	1円以上2.5円以下
通減定期保険特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき	2.5円以下
生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.3円以上4.5円以下
祝金つき定期保険特約*	死亡保険金1万円につき	1.225円以上2.17375円以下
祝金つき定期保険特約(1999)*	死亡保険金1万円につき	1円以下
新生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.525円
特定疾病保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.15円以下
特定疾病保障終身保険特約*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上2.5円以下
重度障害保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1円
総合障害保障定期特約*	死亡保険金1万円につき	0円
家族保障特約（昭和60年4月2日以後に締結されたもの）	妻部分：家族基準保険金1万円につき 子部分：家族基準保険金1万円につき	9.7円以上11.625円以下 8.61円以上11.06円以下
養老買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
養老保険買増特約*	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
終身買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
終身保険買増特約*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上8円以下
介護年金付終身保険定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1円以上2.5円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	死亡保険金1万円につき	8円
連生終身保険特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
最終生存者終身買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
ファミリー定期保険特約	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
個人年金保険	昭和38年4月1日以後昭和49年8月1日以前締結のもの 年金月額100円につき 昭和54年5月26日以後締結のもの 年金原資1万円につき	18.5円 1.25円以上11.75円以下
年金買増特約	年金原資1万円につき	1.25円以上4円以下
新・年金保険*	年金原資1万円につき	0.375円以上3円以下
新・年金保険(1994)*	個別月払営業保険料×払込年数 11万円につき	4.5円以上7.5円以下
一時払変額個人年金保険		—
年金保険*、年金支払特約および移行特約		—

別表1-1 (続)

利差配当等	危険差配当																																																								
(8) 年金買増特約のうち一時払の以下の契約 平成11年4月2日以後、平成14年7月1日以前の契約 1.25%－予定利率 平成14年7月2日以後、平成19年4月1日以前の契約 1.00%－予定利率 平成19年4月2日以後、平成21年9月1日以前の契約 年金開始前 1.25%－予定利率 年金開始後 1.15%－予定利率 平成21年9月2日以後の契約 1.00%－予定利率	9. 重度障害保障定期保険特約については下表に例示する金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成19年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.9</td> <td>3.8</td> <td>1.3</td> <td>2.3</td> <td>4.3</td> <td>24.4</td> <td>43.8</td> <td>139.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>2.3</td> <td>4.2</td> <td>14.0</td> <td>40.6</td> <td>128.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成19年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>2.9</td> <td>5.6</td> <td>12.8</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.5</td> <td>0.9</td> <td>1.6</td> <td>2.5</td> <td>5.0</td> <td>12.1</td> <td>32.5</td> </tr> </tbody> </table>	保険契約締結日	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	平成19年4月1日以前	男	0.9	3.8	1.3	2.3	4.3	24.4	43.8	139.1	女	0.1	0.7	0.9	2.3	4.2	14.0	40.6	128.6	平成19年4月2日以後	男	0.8	0.8	1.4	1.5	2.9	5.6	12.8	31.7	女	0.0	0.5	0.9	1.6	2.5	5.0	12.1	32.5
保険契約締結日	性別			現在年齢																																																					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																
平成19年4月1日以前	男	0.9	3.8	1.3	2.3	4.3	24.4	43.8	139.1																																																
	女	0.1	0.7	0.9	2.3	4.2	14.0	40.6	128.6																																																
平成19年4月2日以後	男	0.8	0.8	1.4	1.5	2.9	5.6	12.8	31.7																																																
	女	0.0	0.5	0.9	1.6	2.5	5.0	12.1	32.5																																																
(9) 一時払変額個人年金保険のうち一般勘定に移行した以下の契約 平成19年4月2日以後、平成21年9月1日以前に一般勘定に移行した契約 年金開始前 1.15%－予定利率 平成21年9月2日以後、平成26年2月28日以前に一般勘定に移行した契約 年金開始前 1.00%－予定利率 平成26年3月1日以後に一般勘定に移行した契約 年金開始前 0.55%－予定利率 年金開始後の契約 零	10. 総合保障定期特約*については下表に例示する金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成19年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.5</td> <td>2.4</td> <td>0.7</td> <td>1.4</td> <td>6.9</td> <td>32.2</td> <td>51.8</td> <td>239.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>2.6</td> <td>6.7</td> <td>19.5</td> <td>50.7</td> <td>203.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成19年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>1.3</td> <td>4.4</td> <td>9.4</td> <td>24.1</td> <td>75.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td>1.6</td> <td>4.6</td> <td>9.2</td> <td>22.6</td> <td>72.2</td> </tr> </tbody> </table>	保険契約締結日	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	平成19年4月1日以前	男	0.5	2.4	0.7	1.4	6.9	32.2	51.8	239.1	女	0.5	0.8	1.0	2.6	6.7	19.5	50.7	203.7	平成19年4月2日以後	男	0.1	0.5	0.7	1.3	4.4	9.4	24.1	75.6	女	0.2	0.5	0.8	1.6	4.6	9.2	22.6	72.2
保険契約締結日	性別			現在年齢																																																					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																
平成19年4月1日以前	男	0.5	2.4	0.7	1.4	6.9	32.2	51.8	239.1																																																
	女	0.5	0.8	1.0	2.6	6.7	19.5	50.7	203.7																																																
平成19年4月2日以後	男	0.1	0.5	0.7	1.3	4.4	9.4	24.1	75.6																																																
	女	0.2	0.5	0.8	1.6	4.6	9.2	22.6	72.2																																																
(10) 移行特約(注2) 平成11年4月2日以後、平成14年7月1日以前の契約 1.15%－予定利率 平成14年7月2日以後、平成19年4月1日以前の契約 1.00%－予定利率 平成19年4月2日以後、平成21年9月1日以前の契約 1.15%－予定利率 平成21年9月2日以後の契約 1.00%－予定利率	・平成8年4月2日以後平成13年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、所要の調整を行ないます。																																																								
(11) 安田の新・養老保険*のうち一時払の以下の契約 平成7年9月9日以後、平成14年6月30日以前の契約 1.50%－予定利率 平成14年7月1日以後の契約 1.00%－予定利率	11. 新通増定期保険については下表に例示する金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成18年11月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>6.7</td> <td>3.8</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> <td>2.3</td> <td>2.7</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>	保険契約締結日	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	平成18年11月2日以後	男	0.1	0.9	1.2	0.6	1.0	6.7	3.8	3.8	女	0.1	0.2	0.3	0.9	2.3	2.7	1.5	1.5																			
保険契約締結日	性別			現在年齢																																																					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																
平成18年11月2日以後	男	0.1	0.9	1.2	0.6	1.0	6.7	3.8	3.8																																																
	女	0.1	0.2	0.3	0.9	2.3	2.7	1.5	1.5																																																
(12) 新・年金保険*、新・年金保険(1994)*のうち一時払の以下の契約 平成10年5月6日以後、平成14年6月30日以前の契約 1.50%－予定利率 平成14年7月1日以後の契約 1.00%－予定利率	12. 変額保険、変額保険(終身型)*については零とします。																																																								
(13) 新・終身保険*のうち一時払の以下の契約 平成10年10月2日以後、平成11年4月1日以前の契約 2.05%－予定利率 平成11年4月2日以後、平成13年4月1日以前の契約 1.80%－予定利率 平成13年4月2日以後の契約 1.55%－予定利率 また、契約転換条項により、明治安田生命契約へ転換した契約については、所要の調整を行ないます。	13. 個人年金保険および年金買増特約については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次のとおりとします。 ア. 昭和38年3月31日以前 上表区分1を適用 イ. 昭和38年4月1日以後昭和49年8月1日以前 上表区分2を適用 ウ. 昭和54年5月26日以後昭和56年4月1日以前 上表区分5を適用 エ. 昭和56年4月2日以後昭和61年7月8日以前 上表区分6を適用 オ. 昭和61年7月9日以後平成2年4月1日以前 上表区分7を適用 カ. 平成2年4月2日以後 上表区分に同じ 14. 新・年金保険*については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次のとおりとします。 ア. 昭和61年12月1日以前 上表区分6を適用 イ. 昭和61年12月2日以後平成2年4月1日以前 上表区分7を適用 ウ. 平成2年4月2日以後 上表区分に同じ																																																								
(注) 1. 変額保険、変額保険(終身型)*には利差配当はありません。 2. 移行特約のうち移行前の保険契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は(1)によります。	(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。 ただし、定期付終身保険(連生)*、特種終身保険(連生)*においては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例示する金額との合計額																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">男</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	男	円	円	円	円	円	円	円	円	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2	女	円	円	円	円	円	円	円	円	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5					
性別	現在年齢																																																								
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																	
男	円	円	円	円	円	円	円	円																																																	
	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2																																																	
女	円	円	円	円	円	円	円	円																																																	
	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5																																																	
	(注) 1. 上記に関わらず、更新済の定期保険特約等については零とします。 2. 上記に関わらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更された養老買増特約および終身買増特約については零とします。 3. 上記に関わらず、新種こども保険*、変額保険、変額保険(終身型)*、個人年金保険、年金買増特約、新・年金保険*、新・年金保険(1994)*、一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約については零とします。																																																								

別表1-2

保険種類	費差配当（保険料払込中）	
教育資金付こども保険	基準保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
保障付積立保険	災害死亡の場合の危険保険金1万円につき	0円
個人定期保険（個人定期保険集團扱特約が付加されている場合）	死亡保険金1万円につき	2.5円以下
定期保険集團取扱特約付新・定期保険*	死亡保険金1万円につき	8円以下
養育年金特約	年金年額1万円につき	14.48円以上104.72円以下
長期就業不能保障保険	死亡保険金1万円につき	1円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	給付金1万円につき	1.25円
一時払退職後終身保険	—	
一時払退職後終身保険定期保険特約	—	
災害1割加算型変額年金保険*	—	
災害2割加算型変額年金保険*	—	
災害3割加算型変額年金保険*	—	
災害4割加算型変額年金保険*	—	

別表1-2 (続)

利差配当	危険差配当																			
責任準備金に次の率を乗じた金額	(1) 危険保険金1万円につき被保険者（養育年金特約にあっては契約者）の現在年齢に応じて下表に例示する金額																			
(1) 下記以外の契約																				
ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類																				
1.85% - 予定利率																				
イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類																				
1.65% - 予定利率																				
ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類																				
1.50% - 予定利率																				
エ. 予定利率が4.0%超の保険種類																				
1.15% - 予定利率																				
(2) 保障付積立保険																				
平成25年4月1日以前の契約																				
1.70% - 予定利率																				
平成25年4月2日以後の契約																				
1.35% - 予定利率																				
(3) 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約																				
平成11年4月2日以後平成25年4月1日以前の契約																				
1.50% - 予定利率																				
平成25年4月2日以後平成27年7月1日以前の契約																				
1.00% - 予定利率																				
平成27年7月2日以後平成28年7月1日以前の契約																				
0.75% - 予定利率																				
平成28年7月2日以後平成29年1月1日以前の契約																				
0.35% - 予定利率																				
平成29年1月2日以後の契約																				
0.25% - 予定利率																				
(4) 災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変額年金保険*、災害3割加算型変額年金保険*、災害4割加算型変額年金保険*のうち一般勘定に移行した以下の契約																				
平成19年4月1日以降、平成26年2月28日以前に一般勘定に移行した契約																				
1.00% - (予定利率)																				
平成26年3月1日以降に一般勘定に移行した契約																				
0.55% - (予定利率)																				

別表3

保険種類	保険契約締結時	配当
災害倍額支払特約		災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
災害特約		災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
交通灾害保障特約		交通灾害保険金1万円につき 4.65円以上5.55円以下
家族交通灾害保障特約		主契約にあわせて付加されている交通灾害保障特約の 交通灾害保険金1万円につき 4.25円
災害保障特約	昭和51年3月1日以前	災害保険金1万円につき 6.4円以上8.25円以下
	昭和51年3月2日以後	災害保険金1万円につき 2.35円以上4.2円以下
家族災害保障特約*		災害保険金1万円につき 7.45円
災害割増特約	昭和51年3月1日以前	災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
	昭和51年3月2日以後	災害保険金1万円につき 1円以上1.75円以下
	昭和58年4月1日以前	災害保険金1万円につき 0.5円以上0.75円以下
	昭和58年4月2日以後 平成2年4月1日以前	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
	平成2年4月2日以後	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
災害疾病保障特約	昭和51年3月1日以前	災害保険金1万円につき 7.15円以上11.775円以下
	昭和51年3月2日以後	災害保険金1万円につき 3.1円以上7.725円以下
家族保障特約	昭和51年3月1日以前	保険金1万円につき 5.07円以上5.595円以下
	昭和51年3月2日以後	保険金1万円につき 2.725円以上3.25円以下
	昭和53年6月25日以前	
入院保障特約（A） 入院保障特約（B） 入院保障特約（C）	昭和56年10月1日以前	入院給付金日額1,000円につき 70円以上400円以下
	昭和56年10月2日以後 昭和62年4月1日以前	入院給付金日額1,000円につき 70円以上315円以下
	昭和62年4月2日以後 平成19年4月1日以前	入院給付金日額1,000円につき 325円以上1,560円以下
	平成19年4月2日以後 平成23年10月1日以前	入院給付金日額1,000円につき 100円以上1,330円以下
	平成23年10月2日以後	入院給付金日額1,000円につき 75円以上980円以下
ファミリー保障特約	平成2年4月1日以前	妻部分：家族基準保険金1万円につき 3.69円 子部分：家族基準保険金1万円につき 7.9円
	平成2年4月2日以後 平成19年4月1日以前	妻部分：家族基準保険金1万円につき 5.605円以上15.694円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 13円以上36.4円以下
	平成19年4月2日以後	妻部分：家族基準保険金1万円につき 2.22円以上6.216円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 4.5円以上12.6円以下
傷害特約	昭和58年4月1日以前	災害保険金1万円につき 1円以上1.75円以下
	昭和58年4月2日以後 平成2年4月1日以前	災害保険金1万円につき 0.5円以上0.75円以下
	平成2年4月2日以後	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
家族傷害特約*	昭和58年4月1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 1.95円
	昭和58年4月2日以後 昭和62年4月1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 1.2円
	昭和62年4月2日以後 平成2年4月1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 0.45円以上1.2円以下
	平成2年4月2日以後	傷害特約の保険金1万円につき 0.15円以上1.26円以下

別表3（続）

保険種類	保険契約締結時	配当	
災害入院特約	昭和62年4月1日以前	入院給付金額1,000円につき	45円以上165円以下
	昭和62年4月2日以後 平成19年4月1日以前	入院給付金額1,000円につき	100円以上560円以下
	平成19年4月2日以後 平成23年10月1日以前	入院給付金額1,000円につき	50円以上560円以下
	平成23年10月2日以後	入院給付金額1,000円につき	25円以上420円以下
家族災害入院特約*		災害入院給付金額1,000円につき	180円
新・家族災害入院特約*	平成19年4月1日以前	新・災害入院給付金額1,000円につき	26.25円以上516円以下
	平成19年4月2日以後 平成23年10月1日以前	新・災害入院給付金額1,000円につき	20円以上448円以下
	平成23年10月2日以後	新・災害入院給付金額1,000円につき	15円以上420円以下
疾病保障特約*		特約保険金1万円につき	0.75円
疾病入院特約（1976）*		入院給付金額1,000円につき	0円
疾病入院特約（1981）*		入院給付金額1,000円につき	0円
新・疾病入院特約*		入院給付金額1,000円につき	225円以上625円以下
疾病入院特約（2001）*	平成19年4月1日以前	入院給付金額1,000円につき	125円以上1,240円以下
	平成19年4月2日以後 平成23年10月1日以前	入院給付金額1,000円につき	75円以上770円以下
	平成23年10月2日以後	入院給付金額1,000円につき	50円以上560円以下
家族疾病入院特約*		疾病入院特約の入院給付金額1,000円につき	0円
家族疾病入院特約（1981）*		疾病入院特約（1981）の入院給付金額1,000円につき	0円
新・家族疾病入院特約*		新・疾病入院特約の入院給付金額1,000円につき	135円以上855円以下
家族疾病入院特約（2001）*	平成19年4月1日以前	疾病入院特約（2001）の入院給付金額1,000円につき	75円以上1,128円以下
	平成19年4月2日以後 平成23年10月1日以前	疾病入院特約（2001）の入院給付金額1,000円につき	45円以上798円以下
	平成23年10月2日以後	疾病入院特約（2001）の入院給付金額1,000円につき	30円以上672円以下
成人病入院特約（1976）*		入院給付金額1,000円につき	0円
成人病入院特約（1981）*		入院給付金額1,000円につき	0円
新・成人病入院特約*		入院給付金額1,000円につき	25円以上280円以下
成人病入院特約（2001）*		入院給付金額1,000円につき	30円以上420円以下
長期入院保障特約*		入院給付金額1,000円につき	45円以上574円以下
新・長期入院特約*		入院給付金額1,000円につき	45円以上574円以下
長期入院特約（2001）*	平成19年4月1日以前	入院給付金額1,000円につき	45円以上574円以下
	平成19年4月2日以後	入院給付金額1,000円につき	15円以上210円以下
短期入院特約*		入院給付金額1,000円につき	30円以上308円以下
新・短期入院特約*	平成19年4月1日以前	入院給付金額1,000円につき	30円以上308円以下
	平成19年4月2日以後	入院給付金額1,000円につき	10円以上112円以下
通院入院特約*		通院給付金額1,000円につき	50円以上350円以下
通院療養特約（2001）*		通院給付金額1,000円につき	60円以上420円以下
家族通院入院特約*		通院入院特約の通院給付金額1,000円につき	25円以上280円以下
家族通院療養特約（2001）*		通院療養特約（2001）の通院給付金額1,000円につき	25円以上350円以下
がん入院特約*		入院給付金額1,000円につき	15円以上140円以下
がん入院特約（2001）*		入院給付金額1,000円につき	15円以上140円以下
手術保障特約		基準保険金1万円につき	0円
新・手術特約		基準給付金1万円につき	0円

別表3（続）

保険種類	保険契約締結時	配当	
歯科治療特約（A） 歯科治療特約（B）		基準保険金1万円につき	40円以上112円以下
女性医療特約		入院給付金日額1,000円につき	50円以上140円以下
女性専用医療特約*		入院給付金日額1,000円につき	75円以上420円以下
女性専用医療特約（2001）*		入院給付金日額1,000円につき	75円以上420円以下
退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下
新退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下
ファミリー退院給付特約		妻部分：家族基準退院給付金1,000円につき 子部分：家族基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下 20円以上56円以下
ファミリー新退院給付特約		妻部分：家族基準退院給付金1,000円につき 子部分：家族基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下 20円以上56円以下
レジャー保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき	50円以上140円以下
総合傷害保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき	25円以上70円以下
特定損傷特約*		保険金1万円につき	15円以上70円以下
疾病入院保障特約		保険金1万円につき	0.75円以上9.87円以下
こども入院保障特約	昭和62年3月1日以前	入院給付金日額1,000円につき	115円以上215円以下
	昭和62年3月2日以後 平成19年4月1日以前	入院給付金日額1,000円につき	450円以上1,680円以下
	平成19年4月2日以後	入院給付金日額1,000円につき	150円以上700円以下
こども手術保障特約		基準保険金1万円につき	1円以上2.8円以下
こども総合保障特約* こども総合保障特約（1981）* こども総合保障特約（1983）* 新・こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき	5.25円以上8.25円以下
		災害保険金1万円につき	7.25円以上10.25円以下
		災害保険金1万円につき	7.25円以上10.25円以下
		災害保険金1万円につき	10.25円以上12.75円以下
新・こども総合保障特約（1990）*		災害保険金1万円につき	10円以上34.3円以下
こども医療特約*		基準保険金1万円につき	3.5円以上11.9円以下
介護年金付終身保険入院保障特約	平成19年4月1日以前	入院給付金日額1,000円につき	325円以上1,560円以下
	平成19年4月2日以後	入院給付金日額1,000円につき	100円以上1,330円以下

- (注) 1. 入院保障特約（B）および入院保障特約（C）については、基準入院給付金日額を基準とします。
2. 家族保障特約および疾病入院保障特約については、主契約の満期保険金額（災害疾病保障特約が付加されている場合はその災害保険金額）を基準とします。
3. 上記にかかわらず、入院保障特約（A）・（B）・（C）、ファミリー保障特約、災害入院特約、家族災害入院特約*、新・疾病入院特約*、疾病入院特約（2001）*、新・家族疾病入院特約*、家族疾病入院特約（2001）*、こども入院保障特約、介護年金付終身保険入院保障特約以外の更新後の特約については零とします。

別表4

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当									
対象保険種類（区分）		計算式							
1. 5年ごと利差配当付養老保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付終身保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付新終身保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付最終生存者終身保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付新養老保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付増終身保険 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険および同保険から変更された払済保険 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付一時払特別終身保険 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険、同（介護保障型）、同（2016） 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払金付終身保険 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・養老買増特約 ・終身買増特約 ・最終生存者終身買増特約 ・連生終身保険特約 ・応当日の前日が第2保険期間である払込期間満了後終身保険買増特約 ・応当日の前日が第2保険期間である3年ごと利差配当付積立終身保険の死亡保障部分 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・一時払終身特約 3年ごと利差配当付保険の主契約（第2保険期間）の死亡保障部分 5年ごと利差配当付安田の新・養老保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付新・終身保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・終身保険買増特約* ・特定疾病保障終身特約* ・介護保障終身特約* ・新・介護保障終身特約*		(1) 区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額							
ア. 平成19年4月1日以前の契約									
区分	性別等	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	1,300	2,900	3,700	3,700
	女	100	100	200	200	1,500	4,700	7,200	7,200
2	男	300	300	300	300	3,000	5,500	7,400	7,400
	女	700	700	700	700	3,300	12,500	19,800	19,800
3	男	500	500	500	500	5,600	10,700	13,600	13,600
	女	600	600	600	600	3,700	7,000	9,800	9,800
4	男	300	300	300	300	2,600	5,000	6,400	6,400
	女	300	300	300	300	1,600	2,700	3,800	3,800
5	男	400	400	400	400	3,800	7,200	8,900	8,900
	女	400	400	400	400	2,300	3,500	4,800	4,800
6	男	500	500	500	500	4,600	9,200	11,600	11,600
	女	500	500	500	500	3,000	5,000	6,800	6,800
7	男	2,400	3,100	3,000	5,700	12,200	17,800	17,300	21,200
	女	4,200	6,700	4,400	7,100	13,700	17,900	22,300	24,600
8	男	1,400	1,800	2,000	3,500	8,900	12,700	12,500	13,100
	女	2,400	8,000	4,900	7,600	14,800	17,600	17,700	18,900
10	男	32,000	31,500	22,600	15,700	19,000	13,600	9,900	6,900
	女	40,800	40,100	27,500	18,800	21,200	15,400	11,400	7,800
11	男	23,500	21,300	17,300	15,800	21,300	14,300	7,800	5,200
	女	29,900	27,200	21,900	19,900	24,500	16,400	9,100	5,900
13	男	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100
	女	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300
14	妻型	33,800	33,800	34,300	31,200	27,400	19,200	12,300	9,100
	男	13,200	13,200	12,000	11,200	15,600	10,900	6,500	4,500
15	女	16,900	16,900	15,400	14,600	18,400	12,800	7,700	5,300
	男	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
17	女	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
	男	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
18	女	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200
	妻型	14,300	14,300	14,300	12,400	10,200	13,400	7,700	5,700
19	妻子型	5,700	5,700	5,700	5,500	4,900	8,400	8,400	8,400
	妻型	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900
20	妻子型	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	男	10,300	10,300	10,100	6,100	6,900	4,800	2,700	2,800
イ. 平成19年4月2日以後、平成23年10月1日以前の契約									
区分	性別等	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400
	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000
	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800
10	男	4,100	4,100	6,400	5,800	6,100	4,000	2,200	1,200
	女	8,500	8,500	11,200	11,600	10,700	7,100	3,800	2,300
11	男	6,200	5,500	5,000	4,800	5,200	3,400	1,900	1,100
	女	12,500	11,000	9,900	9,500	9,000	5,900	3,300	1,700
12	男	5,100	5,100	4,500	4,000	4,100	2,800	1,700	1,200
	女	10,200	10,100	9,100	8,100	7,200	5,000	2,900	1,900
13	男	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	女	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
14	妻型	10,300	10,300	10,100	6,100	6,900	4,800	2,700	2,800
	男	3,500	3,500	3,300	3,100	3,600	2,100	1,400	1,000
15	女	7,000	7,000	6,700	6,200	6,300	3,900	2,400	1,700
	男	3,900	3,600	3,100	2,900	3,200	2,100	1,300	800
16	女	7,900	7,300	6,000	5,600	5,600	3,600	2,300	1,300
	男	3,100	3,100	3,100	2,800	3,200	2,300	1,200	700
17	女	3,100	3,100	3,100	2,800	3,200	2,300	1,200	700
	男	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
18	女	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
	男	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
19	妻型	3,200	3,200	3,200	3,000	2,400	2,600	1,400	900
	妻子型	2,100	2,100	2,100	2,000	1,700	2,000	1,900	1,900
20	妻型	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	妻子型	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

別表4（続）

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当								
5. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・重度障害保障定期保険特約 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・重度障害保障定期保険特約〔積立終身用〕 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・総合障害保障定期特約*	ウ. 平成23年10月2日以後の契約							
区分	性別	現在年齢						
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300
	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400
	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300
9	男	600	600	1,000	1,800	3,200	3,700	3,800
	女	600	1,000	1,300	3,000	3,200	3,300	3,400
(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額を(1)の金額に加算する。								
ア. 平成19年4月1日以前の契約								
区分	性別	現在年齢						
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
1	男	100	100	100	100	600	700	300
	女	100	100	100	100	400	400	200
2	男	100	100	100	100	600	900	700
	女	100	100	100	100	600	700	500
3	男	900	800	400	600	2,700	3,200	1,500
	女	500	500	500	400	2,900	3,200	1,700
4	男	800	700	300	400	1,300	1,400	700
	女	500	400	300	200	1,300	1,300	700
5	男	800	700	300	500	1,800	2,000	900
	女	500	500	400	300	1,800	1,700	800
6	男	300	300	300	500	2,300	2,500	1,100
	女	400	400	400	300	2,300	2,400	1,100
7	男	700	700	300	500	2,000	2,100	900
	女	400	400	400	300	2,000	1,900	900
8	男	800	700	300	500	2,100	2,100	900
	女	500	500	400	300	2,000	1,900	700
イ. 平成19年4月2日以後の契約								
区分	性別	現在年齢						
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
1	男	100	100	100	100	300	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100
2	男	100	100	100	100	500	200	200
	女	100	100	100	100	400	200	200
3	男	400	400	300	200	2,100	100	100
	女	500	500	400	300	1,900	200	100
4	男	400	300	200	100	1,000	200	200
	女	400	400	200	100	700	100	100
5	男	400	300	300	200	1,300	300	300
	女	500	400	300	200	1,100	100	100
6	男	300	300	300	200	1,700	100	100
	女	400	400	300	300	1,500	100	100
7	男	200	200	200	200	1,300	300	300
	女	300	300	300	200	1,200	100	100
8	男	400	400	300	200	1,700	100	100
	女	500	400	400	300	1,400	100	100
9	男	100	100	100	100	200	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100
21	男	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100
22	男	100	100	100	100	400	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100
(注) 1. 年額保険料は保険料払込期間および保険期間等で調整をかけるものとします。 2. 区分3において5年ごと利差配当付保険に付加された養育年金特約については零とします。 3. 区分9は平成23年10月2日以後の契約とします。 4. 区分14の妻子型の配当金額は妻型と同額とします。 5. 区分10~14、17~20の更新後は0.5倍、それ以外の更新後の特約については零とします。 6. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行ないます。								

別表5

5年ごと配当付保険の危険差配当																																																																			
対象保険種類（区分）		計算式																																																																	
1. 5年ごと配当付終身入院保険 5年ごと配当付3年間災害保障型通増定期保険		(1) 区分ごとに普通死亡の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下記の表に例示する金額																																																																	
2. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約 ・終身入院買増特約[終身入院用] ・定期保険特約[終身入院用] ・終身保険特約[終身入院用] ・介護終身年金給付特約[終身入院用]（介護発生前）		ア. 平成29年4月1日以前の契約																																																																	
5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約 ・定期保険特約[総合保険用] ・終身保険特約[総合保険用] ・家計保障年金特約[総合保険用] ・介護サポート終身年金特約[総合保険用]（介護発生前）		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>男</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.2</td> <td>円 0.4</td> <td>円 4.2</td> <td>円 0.7</td> <td>円 3.3</td> <td>円 3.3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>女</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.5</td> <td>円 0.2</td> <td>円 1.6</td> <td>円 0.5</td> <td>円 0.6</td> <td>円 0.6</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>男</td> <td>円 1.1</td> <td>円 1.3</td> <td>円 2.5</td> <td>円 5.0</td> <td>円 17.6</td> <td>円 38.0</td> <td>円 81.8</td> <td>円 172.7</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>女</td> <td>円 1.1</td> <td>円 1.9</td> <td>円 2.6</td> <td>円 7.8</td> <td>円 16.7</td> <td>円 28.8</td> <td>円 75.8</td> <td>円 196.9</td> </tr> </tbody> </table>								区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	男	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.4	円 4.2	円 0.7	円 3.3	円 3.3	2	女	円 0.1	円 0.1	円 0.5	円 0.2	円 1.6	円 0.5	円 0.6	円 0.6	3	男	円 1.1	円 1.3	円 2.5	円 5.0	円 17.6	円 38.0	円 81.8	円 172.7	3	女	円 1.1	円 1.9	円 2.6	円 7.8	円 16.7	円 28.8	円 75.8	円 196.9
区分	性別	現在年齢																																																																	
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																										
1	男	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.4	円 4.2	円 0.7	円 3.3	円 3.3																																																										
2	女	円 0.1	円 0.1	円 0.5	円 0.2	円 1.6	円 0.5	円 0.6	円 0.6																																																										
3	男	円 1.1	円 1.3	円 2.5	円 5.0	円 17.6	円 38.0	円 81.8	円 172.7																																																										
3	女	円 1.1	円 1.9	円 2.6	円 7.8	円 16.7	円 28.8	円 75.8	円 196.9																																																										
3. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約 ・生活サポート終身年金特約[終身入院用]（年金開始前）		イ. 平成29年4月2日以降の契約																																																																	
5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約 ・生活サポート終身年金特約[総合保険用]（年金開始前） ・生活サポート定期保険特約[総合保険用]		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>男</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.2</td> <td>円 0.4</td> <td>円 4.2</td> <td>円 0.7</td> <td>円 3.3</td> <td>円 3.3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>女</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.5</td> <td>円 0.2</td> <td>円 1.6</td> <td>円 0.5</td> <td>円 0.6</td> <td>円 0.6</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>男</td> <td>円 1.0</td> <td>円 1.1</td> <td>円 2.2</td> <td>円 4.4</td> <td>円 16.2</td> <td>円 34.7</td> <td>円 76.3</td> <td>円 156.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>女</td> <td>円 1.0</td> <td>円 1.0</td> <td>円 2.0</td> <td>円 6.6</td> <td>円 13.7</td> <td>円 22.6</td> <td>円 58.4</td> <td>円 141.5</td> </tr> </tbody> </table>								区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	男	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.4	円 4.2	円 0.7	円 3.3	円 3.3	2	女	円 0.1	円 0.1	円 0.5	円 0.2	円 1.6	円 0.5	円 0.6	円 0.6	3	男	円 1.0	円 1.1	円 2.2	円 4.4	円 16.2	円 34.7	円 76.3	円 156.3	3	女	円 1.0	円 1.0	円 2.0	円 6.6	円 13.7	円 22.6	円 58.4	円 141.5
区分	性別	現在年齢																																																																	
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																										
1	男	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.4	円 4.2	円 0.7	円 3.3	円 3.3																																																										
2	女	円 0.1	円 0.1	円 0.5	円 0.2	円 1.6	円 0.5	円 0.6	円 0.6																																																										
3	男	円 1.0	円 1.1	円 2.2	円 4.4	円 16.2	円 34.7	円 76.3	円 156.3																																																										
3	女	円 1.0	円 1.0	円 2.0	円 6.6	円 13.7	円 22.6	円 58.4	円 141.5																																																										
更に、5年ごと配当付終身入院保険および終身入院買増特約[終身入院用]については、基準入院給付金日額1,000円につき30円以上456円以下を加算する。																																																																			
(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.2</td> <td>円 0.3</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.4</td> <td>円 0.4</td> <td>円 0.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.2</td> <td>円 0.2</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> <td>円 0.1</td> </tr> </tbody> </table>									性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	男	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.3	円 0.1	円 0.4	円 0.4	円 0.1	女	円 0.1	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.2	円 0.1	円 0.1	円 0.1																								
性別	現在年齢																																																																		
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																											
男	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.3	円 0.1	円 0.4	円 0.4	円 0.1																																																											
女	円 0.1	円 0.1	円 0.1	円 0.2	円 0.2	円 0.1	円 0.1	円 0.1																																																											
(注) 1. 更新後の特約については零とする。 2. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行ないます。																																																																			

別表6

団体保険							
団体の規模に応じて、危険差益に乗じる率は以下のとおり							
団体の被保険者数	団体定期保険(注1) 総合福祉団体 定期保険(注2)	消費者信用 団体生命保険	団体終身保険	団体信用生命保険		団体信用 就業不能保障保険	
				死亡・高度障害部分	死亡・高度障害・3大 疾病部分等(注3)		
～ 24	0.14	0.10	0.25	0.10	0.08	0.15	
25～ 99	0.28	0.20	0.25	0.20	0.18	0.15	
100～ 199	0.40	0.30	0.35	0.30	0.28	0.15	
200～ 299	0.48	0.40	0.45	0.40	0.38	0.15	
300～ 349	0.48	0.40	0.55	0.40	0.38	0.15	
350～ 399	0.53	0.50	0.55	0.50	0.47	0.15	
400～ 499	0.53	0.50	0.65	0.50	0.47	0.20	
500～ 999	0.63	0.58	0.75	0.58	0.55	0.20	
1,000～ 1,999	0.74	0.64	0.80	0.64	0.61	0.20	
2,000～ 3,499	0.84	0.69	0.90	0.69	0.66	0.25	
3,500～ 4,999	0.90	0.75	0.90	0.75	0.70	0.25	
5,000～ 9,999	0.95	0.80	0.95	0.80	0.73	0.30	
10,000～ 99,999	0.97	0.87	0.97	0.87	0.77	0.35	
100,000～299,999	0.97	0.90	0.97	0.90	0.80	0.50	
300,000～	0.97	0.97	0.97	0.97	0.85	0.50	

団体の被保険者数	新・団体定期保険 (注4)	(注1)団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ			
		(注2) 総合福祉団体定期保険については被保険者数が500人以上の場合には支払率(保険金支払額／純保険料)に応じて以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る			
団体の 被保険者数	新・団体定期保険 (注4)	支払率			
		30%超40%以下	20%超30%以下	10%超20%以下	10%以下
		500～ 999	0.720	0.745	0.765
		1,000～ 1,999	0.835	0.860	0.875
		2,000～ 3,499	0.900	0.910	0.920
		3,500～ 4,999	0.940	0.945	0.950
		5,000～ 9,999	0.970	0.973	0.976
		10,000～	0.980	0.983	0.985
					0.987

(注3) 「死亡・高度障害・がん部分」についても同一の率を用いる
(注4) 新・団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ

また、団体定期保険、新・団体定期保険については、加入率等に応じて以下の係数を本則の配当率に乘ずる。

団体定期保険(注5)		新・団体定期保険(注6)					
団体の 被保険者数	加入率			加入率			
	25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満		25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満
～ 24	0.70	0.35	0.25	50～ 99	0.10	0.00	0.00
25～ 99	0.70	0.40	0.25	100～ 199	0.20	0.00	0.00
100～ 199	0.75	0.45	0.25	200～ 349	0.30	0.00	0.00
200～ 349	0.75	0.50	0.30	350～ 499	0.35	0.00	0.00
350～ 499	0.80	0.55	0.30	500～ 999	0.45	0.10	0.00
500～ 999	0.80	0.60	0.35	1,000～ 1,999	0.55	0.20	0.00
1,000～ 1,999	0.85	0.65	0.40	2,000～ 3,499	0.65	0.30	0.05
2,000～ 3,499	0.85	0.70	0.45	3,500～ 4,999	0.70	0.40	0.20
3,500～ 4,999	0.90	0.75	0.50	5,000～ 9,999	0.80	0.50	0.30
5,000～ 9,999	0.90	0.80	0.55	10,000～	0.90	0.70	0.30
10,000～	0.95	0.85	0.70				

(注5) 平成15年10月1日以降に契約又は更新した契約
(注6) 平成16年1月1日以降に契約又は更新した契約